

ヒヤリハット報告活動 に係る実態調査結果報告書

— 水道事業・下水道事業 —

平成 22 年 2 月

地方公務員災害補償基金

はじめに

ヒヤリハット報告活動は、「危険予知活動」とともに、災害発生の未然防止あるいは再発防止に大きく寄与しています。

近年、職場の安全活動に対する考え方は、これまでの安全教育の徹底などによる「努力すれば二度と災害は起こらない」ではなく、「災害は努力しても起きるもの」という認識のもと、事故を起こした責任は、作業員個人にあるのではなく事業者そのものに帰すべきという、事業者の社会的責任が言われています。こうした認識の変化に伴い、災害発生の一手手前である「危険」に着目し、「災害ゼロ」から「危険ゼロ」への職場づくりが求められています。

この「危険ゼロ」の職場づくりのためには、危険予知活動の活性化が望まれています。併せて、災害にまで至らなかったが、ヒヤリとしたりハッとしたりといった体験を活かすための「ヒヤリハット報告活動」に対する関心も高まっています。

ヒヤリハット事例は、民間事業場だけでなく公務職場においても発生するものです。しかし、こうしたヒヤリハット事例の教訓を活かさずに放置しておけば、取り返しのつかない重大な災害につながることも考えられます。

ヒヤリハット報告活動は、実際に体験した危険の教訓を活かす活動ですので、皆さんの危険に対する感受性を高めるとともに、安全意識の高揚や公務災害防止活動の活性化に大きな効果を発揮します。

こうした状況を踏まえ、私ども基金では、昨年度より、年度ごとに「業種別ヒヤリハット事例集作成研究会」を立ち上げ、地方公共団体における業種別のヒヤリハット報告活動の取組状況、実際に発生した事例及びその対処方法などの実態調査を行うこととし、昨年度においては、一般事務及び清掃事業を対象に調査を行い、その結果をヒヤリハット事例集と称して取りまとめたところです。

今年度においては、水道事業及び下水道事業を対象に調査を行うとともに、その結果については、地方公共団体における取組状況などの実態を掲載した本調査結果報告書と実際に発生した事例及びその対処方法などを掲載した事例集に分け、別冊にして取りまとめました。

ついては、本調査結果報告書を、水道事業及び下水道事業におけるヒヤリハット報告活動の未実施団体には、この活動の有効性についての理解を深めるための入門書として、実施を予定している団体、あるいは既に実施している団体には、さらなる活性化に向けた手引書として活用していただければ幸いです。

最後に、本調査結果報告書の作成にあたり、調査にご協力を賜りました地方公共団体並びに関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成22年2月

地方公務員災害補償基金
理事長 成瀬 宣孝

目 次

1	ヒヤリハットとは？	
(1)	ヒヤリハットとは？	1
(2)	実態調査の目的、対象等について	2
2	ヒヤリハット報告活動に係る実態調査結果	
(1)	水道事業	3
(2)	下水道事業	20
3	ヒヤリハット報告活動実施団体の取組事例の紹介	37
4	ヒヤリハット報告書の様式の紹介	46
5	ヒヤリハット事例の活かし方	55
6	資料編	
	「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」リーフレット (厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署)	61
7	ヒヤリハット報告活動に係る実態調査の調査票	69
	「業種別ヒヤリハット事例集作成研究会 一水道事業・下水道事業一」	85

1 ヒヤリハットとは？

1 ヒヤリハットとは？

(1) ヒヤリハットとは？

「ヒヤリハット」とは、災害には至らなかったものの、一步間違えれば災害になっていたかもしれない「ヒヤリ」としたり「ハッ」とした経験（運が悪ければ怪我をしていたかもしれない事故や、不安全な状態又は行動によって驚いたこと）を意味します。これは、幸いにも怪我をしないで済んだというだけのことであって、災害の一步手前の状況と考えられます。

また、これに関しては、米国技師ハインリッヒ氏が労働災害の発生確率を分析した「ハインリッヒの法則（1：29：300）」というものがあり、その中で、1つの重大な災害の背後には、29の軽微な災害があり、その背景には300の無傷事故（ヒヤリハット事例）があるとされています。

このように、一步間違えれば災害になっていたかもしれない「ヒヤリ」としたり「ハッ」とした経験を取り上げて、これらを皆に教え、同じような事が起こらないように、知恵を出し合い、工夫して安全な職場づくりをする活動が「ヒヤリハット報告活動」です。

一方で、地方公共団体における公務災害は、ある特定の危険な部門だけで発生しているわけではなく、毎年多くの部門で多数の災害が発生しています。（※下表参照）

こうした災害が発生する前に、ヒヤリハット報告活動を実施し、ヒヤリハット事例の収集を行うことで、それを他の職員に対する注意喚起につなげ、職員の危険に対する感受性を高めるとともに、収集された事例により“災害の芽”を顕在化させ、それへの対策をとることが可能となり、災害防止に大きく役立てることが出来ます。また、リスクアセスメント手法などを活用し、“災害の芽”を計画的かつ重点的に低減させるなど、本質安全化対策につなげ、「危険ゼロ」職場に向けたさらなる取組へと発展させていくことも可能となります。

(表) 平成20年度地方公務員の公務災害認定状況

(単位：件)

区分	義務教育 学校職員	義務教育 学校職員 以外の 教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス 水道事業 職員	運輸事業 職員	清掃事業 職員	船員	その他の 職員	合計
公務上 認定 件数 (うち死 亡事案)	4,182 (3)	3,019 (6)	5,590 (7)	1,563 (4)	381 (5)	220 (1)	1,810 (2)	16	9,744 (18)	26,525 (46)

※ 地方公務員災害補償基金「平成20年度常勤地方公務員災害補償統計」から

(2) 実態調査の目的、対象等について

ヒヤリハット報告活動は、前述のとおり一歩間違えると災害につながっていたかもしれない実体験からの教訓を活かすための活動であり、危険に対する感受性を高め、災害防止に大きく役立てることが出来ます。

こうした中、この度、下記のとおり地方公共団体におけるヒヤリハット報告活動の実施状況などの実態調査を行ったのは、その調査結果などを本報告書として取りまとめ、各団体に提供することで、この活動の未実施団体には、その有効性について理解してもらい、実施を予定している団体、あるいは既に実施している団体には、さらなる活性化に向けた手引書として活用してもらおうという目的からです。

記

① 調査対象業種

水道事業及び下水道事業

※ 業種別に複数年にわたって調査を実施する予定。昨年度は一般事務及び清掃事業を対象とした。

② 調査対象団体

ア 水道事業に係る都道府県、市町村及び一部事務組合（1, 372団体（※））

イ 下水道事業に係る都道府県、市町村及び一部事務組合（1, 510団体（※））

※ 社団法人日本水道協会及び社団法人日本下水道協会の会員団体（特別区は無し）

③ 調査時期

平成21年8月～9月

④ 調査方法

ア アンケート調査

各団体の水道・下水道事業職員労働安全衛生所管部局長宛てに調査票を郵送配付し、郵送による回収を行った。

イ 現地調査

調査回答団体のうち、取組状況の異なる4団体を選定し、ヒアリング調査を実施した。

2 -(1) ヒヤリハット報告活動に係る 実態調査結果(水道事業)

2-(1) ヒヤリハット報告活動に係る実態調査結果（水道事業）

【I 地方公共団体の種類及びヒヤリハット報告活動の実施状況】

【質問1 貴団体について該当する項目を選択してください。（表1、2-1、2-2参照）】

対象団体（社団法人日本水道協会の会員である団体）1,372団体のうち938団体（68.4%）から回答がありました（表1）。なお、このうち2団体については、水道用水供給事業、上水道事業、簡易水道事業のいずれも行っていないので、以後の質問に対する集計からは除外しました。

また、水道事業については外部への委託が進んでいるといわれていますが、調査した4つの業務については、業務の全部を委託している団体は少数で（表2-1）、4つの業務のすべてにおいて全部委託等により自らは業務を行っていない団体（この調査項目に無回答であった団体を含む。）は30団体（3.2%）でした（表2-2）。

表1：回答状況

団体種別	対象団体数	回答団体数	回答率(%)
①都道府県	25	20	80.0
②政令指定都市	18	18	100.0
③市（②を除く）	697	504（1）	72.3
④町村	537	317	59.0
⑤一部事務組合等	95	79（1）	83.2
合計	1,372	938（2）	68.4

注）回答団体数の（ ）内は、回答団体のうち、水道用水供給事業、上水道事業、簡易水道事業のいずれも行っていないと回答した団体（内数）

表2-1：主な業務の委託等の状況

	浄水場の維持管理		水道管工事		水道管の維持管理		水質管理業務		集計 団体数
	直営又は 一部委託	全部委託 又は業務 なし等	直営又は 一部委託	全部委託 又は業務 なし等	直営又は 一部委託	全部委託 又は業務 なし等	直営又は 一部委託	全部委託 又は業務 なし等	
①都道府県	20	0	14	6	19	1	20	0	20
②政令指定 都市	16	2	14	4	14	4	16	2	18
③市（②を 除く）	385	118	385	118	454	49	380	123	503
④町村	241	77	212	106	277	41	217	101	317
⑤一部事務 組合等	58	19	51	26	68	9	60	17	78
合計	720 (76.9%)	216 (23.1%)	676 (72.2%)	260 (27.8%)	832 (88.9%)	104 (11.1%)	693 (74.0%)	243 (26.0%)	936

表2-2：主な業務の委託等の状況（2）

	表2-1の4業務のうち、少なくとも1業務以上では「直営又は一部委託」がある	表2-1の4業務のすべてにおいて「全部委託又は業務なし等」	合計
①都道府県	20	0	20
②政令指定都市	17	1	18
③市（②を除く）	489	14	503
④町村	305	12	317
⑤一部事務組合等	75	3	78
合計	906 (96.8%)	30 (3.2%)	936

【質問2 貴団体でヒヤリハット報告活動を実施していますか。（表3-1、3-2、図1、表4参照）】

48団体（5.1%）の事業所で「報告活動を実施している」との回答があり、このうちすべての部署で実施している団体は25団体で、残り23団体については、一部の部署（事業所）で実施しています（実施部署としては浄水場が多い。）（表4）。また、実施していない団体は、888団体（94.9%）で、このうち「実施に向け検討している」と回答した団体は、76団体（全体の8.1%）でした。

なお、表2-1の4業務のうち、少なくとも1業務以上で「直営又は一部委託」がある団体（906団体）に限れば、「すべての部署で実施」が2.8%、「一部の部署で実施」が2.4%、実施していないが「実施に向け検討している」が8.4%になります（表3-2、図1）。

表3-1：ヒヤリハット報告活動の実施状況（水道事業・団体種別）

		実施している		実施していない		合計
		すべての部署で実施	一部の部署で実施	実施を検討	検討なし・無回答	
団体種別	①都道府県	1(5.0)	4(20.0)	3(15.0)	12(60.0)	20
	②政令指定都市	0(0.0)	4(22.2)	2(11.1)	12(66.7)	18
	③市（②を除く）	15(3.0)	10(2.0)	41(8.2)	437(86.9)	503
	④町村	5(1.6)	5(1.6)	23(7.3)	284(89.6)	317
	⑤一部事務組合	4(5.1)	0(0.0)	7(9.0)	67(85.9)	78
	合計	25(2.7)	23(2.5)	76(8.1)	812(86.8)	936
		48(5.1)		888(94.9)		

表中（ ）は、各項目の合計に対する割合（%）を示す。

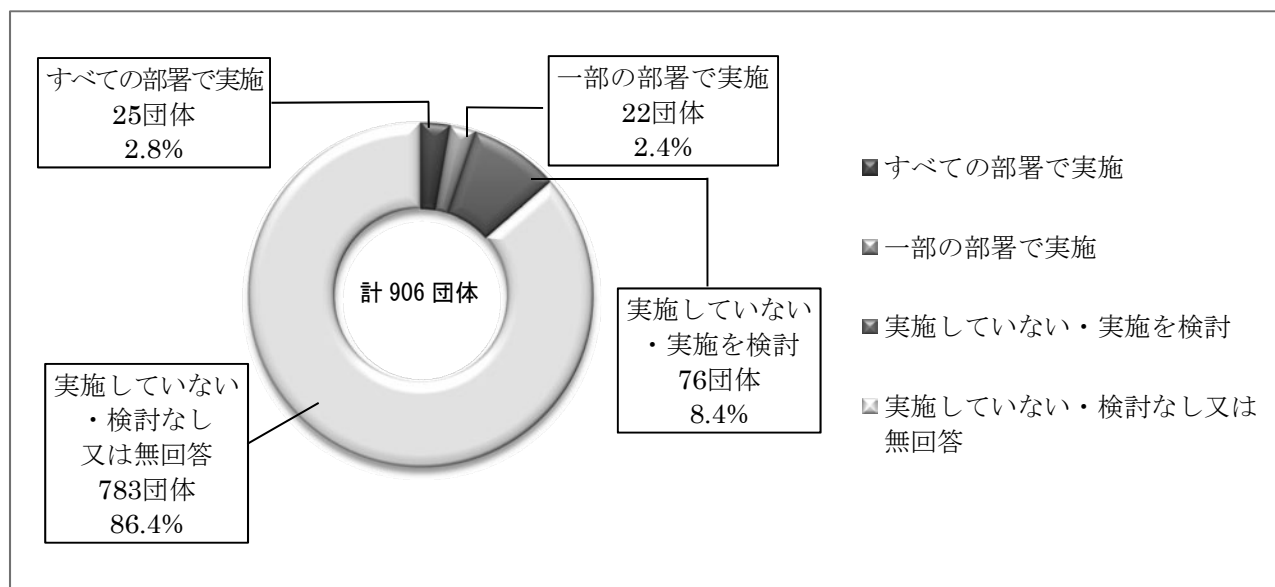
表3-2：ヒヤリハット報告活動の実施状況（水道事業・業務委託状況別）

	実施している		実施していない		合 計
	すべての部署 で実施	一部の部署で 実施	実施を検討	検討なし・ 無回答	
表2-1の4業務のうち、少なくとも1業務 以上で「直営又は一部委託」がある	25(2.8)	22(2.4)	76(8.4)	783(86.4)	906
上記4業務のすべてにおいて「全部委託又 は業務なし等」	0(0.0)	1(3.3)	0(0.0)	29(96.7)	30
合 計	25(2.6)	23(2.5)	76(8.1)	812(86.8)	936
	48(5.1)		888(94.9)		

表中（ ）は、各項目の合計に対する割合（%）を示す。

図1：ヒヤリハット報告活動の実施状況

（表2-1の4業務のうち、少なくとも1業務以上では「直営又は一部委託」がある団体）



【一部の部署（事業場）単位で実施している場合の実施している部署】

表4：部門別実施状況（複数選択）

（単位：団体数）

		ア 浄水場	イ 本庁	ウ その他の 事務所・事業場	回答団体数<母数>
団体 種別	①都道府県	3	0	2	<4>
	②政令指定都市	3	0	3	<4>
	③市(②を除く)	8	2	4	<10>
	④町村	4	0	1	<5>
	⑤一部事務組合等	0	0	0	<0>
合 計		18	2	10	<23>

【Ⅱ ヒヤリハット報告活動内容調査】

【質問1 ヒヤリハット報告活動を実施するきっかけとなった理由について（表5、図2参照）】

報告活動を実施または実施を検討している124団体に対して、「報告活動のきっかけとなった理由」を尋ねたところ、「事故・災害の防止（再発防止）」が56団体と最も多く、次いで「職場の安全衛生活動の活性化のため」が42団体、「職員の危険感受性の向上のため」が34団体でした。

表5：報告活動のきっかけとなった理由（複数選択）

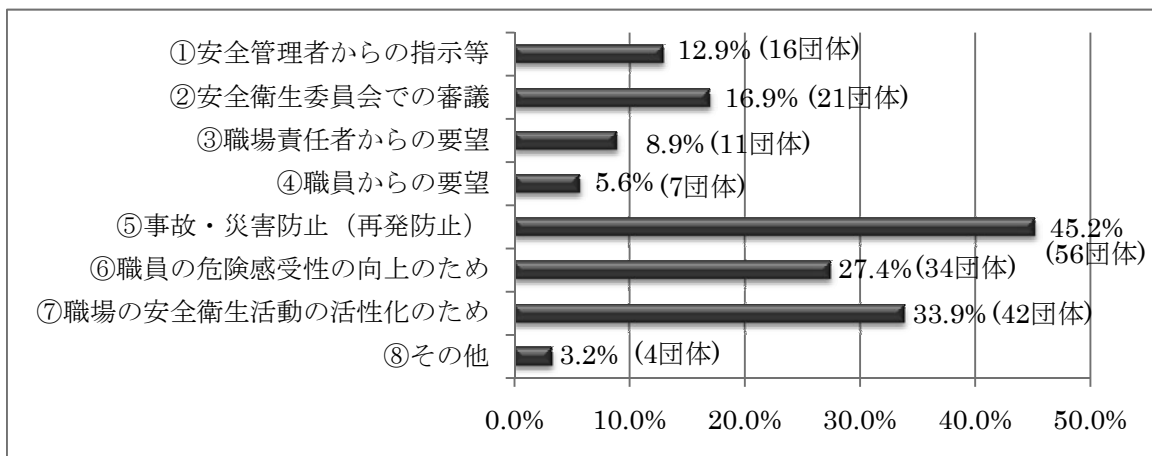
（単位：団体数）

		①安全管理者からの指示等	②安全衛生委員会での審議	③職場責任者からの要望	④職員からの要望	⑤事故・災害防止（再発防止）	⑥職員の危険感受性の向上のため	⑦職場の安全衛生活動の活性化のため	⑧その他	合計
団体種別	①都道府県	0 (0.0)	4 (50.0)	0 (0.0)	1 (12.5)	6 (75.0)	2 (25.0)	2 (25.0)	0 (0.0)	15 <8>
	②政令指定都市	2 (33.3)	2 (33.3)	0 (0.0)	1 (16.7)	4 (66.7)	4 (66.7)	4 (66.7)	1 (16.7)	18 <6>
	③市（②を除く）	8 (12.1)	12 (18.2)	4 (6.1)	2 (3.0)	32 (48.5)	16 (24.2)	25 (37.9)	2 (3.0)	101 <66>
	④町村	4 (12.1)	2 (6.1)	5 (15.2)	2 (6.1)	9 (27.3)	10 (30.3)	10 (30.3)	0 (0.0)	42 <33>
	⑤一部事務組合等	2 (18.2)	1 (9.1)	2 (18.2)	1 (9.1)	5 (45.5)	2 (18.2)	1 (9.1)	1 (9.1)	15 <11>
合計		16 (12.9)	21 (16.9)	11 (8.9)	7 (5.6)	56 (45.2)	34 (27.4)	42 (33.9)	4 (3.2)	191 <124>

表中（ ）は、ヒヤリハット報告活動を実施又は検討中と回答した団体数に対する割合（％）を示す。

〈母数〉

図2：報告活動のきっかけとなった理由（複数選択）（ヒヤリハット報告活動実施又は検討中団体に対する割合）



【質問2 (1)ヒヤリハット報告活動の実施時期について (表6、図3参照)】

「報告活動をいつの時点から行っているか」を尋ねた実施時期については36団体から回答があり、「平成16年度から18年度」が17団体で最も多く、次いで「平成19年度から21年度」が13団体で、8割以上の団体が平成16年度以後の実施となっています。

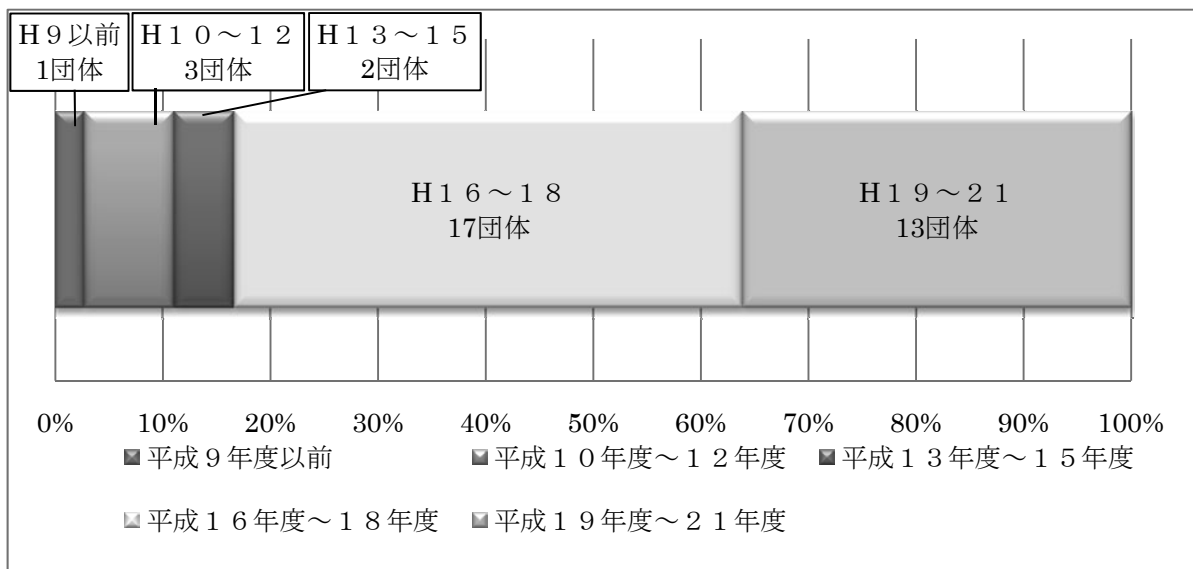
表6：報告活動の実施時期

(単位：団体数)

		平成9年度以前	平成10年度～12年度	平成13年度～15年度	平成16年度～18年度	平成19年度～21年度	合計
団体種別	①都道府県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (40.0)	3 (60.0)	5
	②政令指定都市	0 (0.0)	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2
	③市 (②を除く)	1 (5.3)	1 (5.3)	0 (0.0)	9 (47.4)	8 (42.1)	19
	④町村	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (80.0)	1 (20.0)	5
	⑤一部事務組合等	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	5
合計		1 (2.8)	3 (8.3)	2 (5.6)	17 (47.2)	13 (36.1)	36

表中 () は、各項目の合計に対する割合 (%) を示す。

図3：報告活動の実施時期



【質問2 (2) 報告内容の該当項目について (表7、図4参照)】

また、ヒヤリハット報告活動を実施又は実施を検討している団体に、報告内容を尋ねたところ、「状況」、「発生場所」、「発生日時」のほか「対策」、「原因考察」、「結果」及び「問題点」については、過半数の団体が報告事項としていました。

表7：報告内容の該当項目（複数選択）

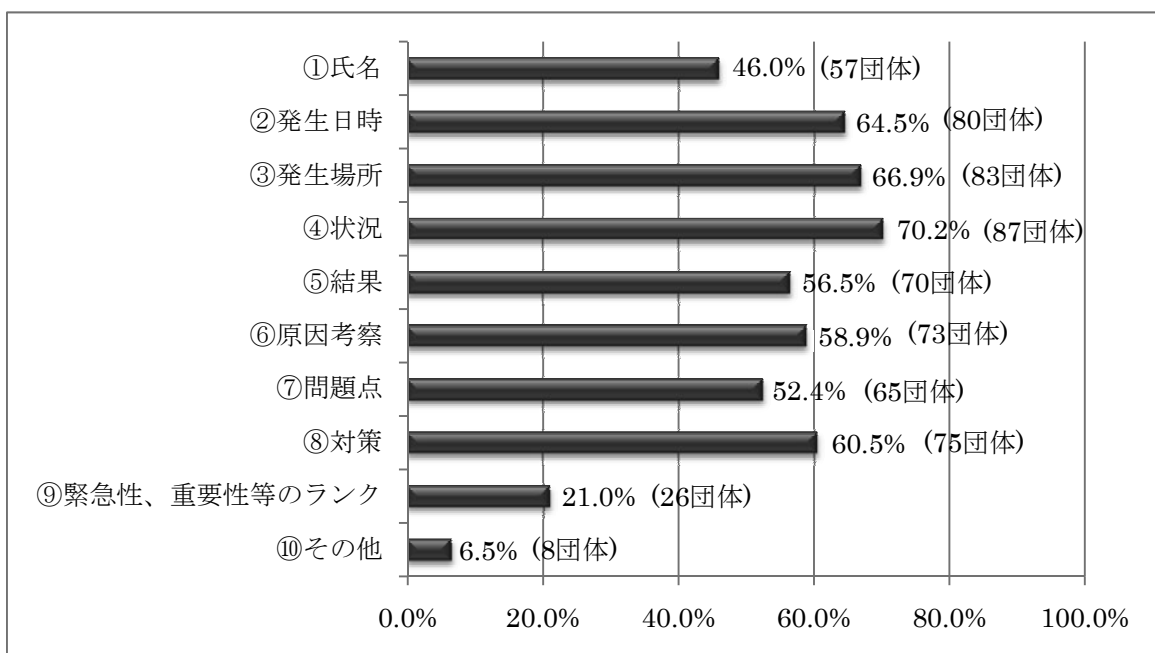
(単位：団体数)

		①氏名	②発生日時	③発生場所	④状況	⑤結果 (どうなったか)	⑥原因考察	⑦問題点	⑧対策	⑨緊急性、重要性等のランク (区分)	⑩その他	合計
団体種別	①都道府県	4 (50.0)	5 (62.5)	6 (75.0)	8 (100.0)	6 (75.0)	5 (62.5)	3 (37.5)	8 (100.0)	1 (12.5)	0 (0.0)	46 <8>
	②政令指定都市	1 (16.7)	3 (50.0)	4 (66.7)	5 (83.3)	4 (66.7)	5 (83.3)	5 (83.3)	5 (83.3)	0 (0.0)	1 (16.7)	33 <6>
	③市 (②を除く)	33 (50.0)	45 (68.2)	46 (69.7)	48 (72.7)	39 (59.1)	41 (62.1)	37 (56.1)	39 (59.1)	18 (27.3)	6 (9.1)	352 <66>
	④町村	12 (36.4)	19 (57.6)	19 (57.6)	18 (54.5)	13 (39.4)	15 (45.5)	13 (39.4)	15 (45.5)	4 (12.1)	1 (3.0)	129 <33>
	⑤一部事務組合等	7 (63.6)	8 (72.7)	8 (72.7)	8 (72.7)	8 (72.7)	7 (63.6)	7 (63.6)	8 (72.7)	3 (27.3)	0 (0.0)	64 <11>
合計		57 (46.0)	80 (64.5)	83 (66.9)	87 (70.2)	70 (56.5)	73 (58.9)	65 (52.4)	75 (60.5)	26 (21.0)	8 (6.5)	624 <124>

表中 () は、ヒヤリハット報告活動を実施又は検討中と回答した団体数に対する割合 (%) を示す。

(母数)

図4：報告内容の該当項目（複数選択）（ヒヤリハット報告活動実施又は検討中の団体に対する割合）



【質問3 ヒヤリハット事例の報告について（表8、図5参照）】

事例の報告方法については、「報告書の様式を定めている」が21団体（43.8%）で、「文書で報告するが、様式は定めていない」の12団体（25.0%）とあわせ、ヒヤリハット報告活動を実施していると回答した団体の68.8%が、文書による報告を行っていることとなります（複数回答なので、報告書と口頭の両方で報告する場合には、どちらにも該当となります。）。

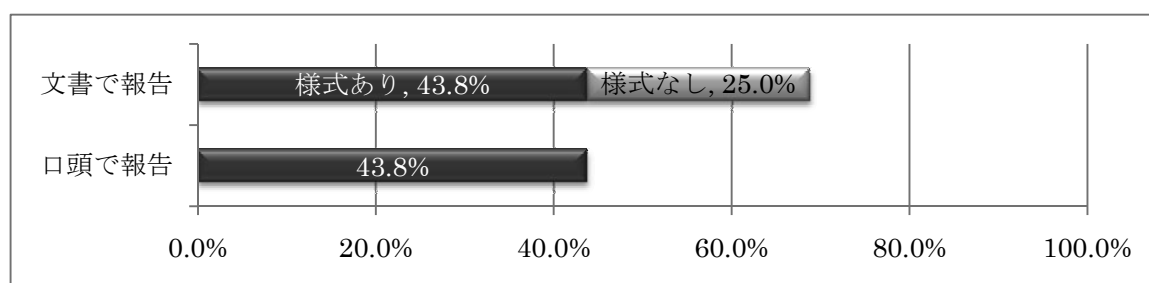
表8：事例の報告方法（複数選択）

（単位：団体数）

		①報告書の様式を定めている	②文書で報告するが、様式は定めていない	③口頭で報告する	合計
団体種別	①都道府県	4 (80.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	5 <5>
	②政令指定都市	3 (75.0)	1 (25.0)	4 (100.0)	8 <4>
	③市（②を除く）	10 (40.0)	6 (24.0)	12 (48.0)	28 <25>
	④町村	0 (0.0)	4 (40.0)	5 (50.0)	9 <10>
	⑤一部事務組合等	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 <4>
合計		21 (43.8)	12 (25.0)	21 (43.8)	57 <48>

表中（ ）は、ヒヤリハット報告活動を実施していると回答した団体数に対する割合（%）を示す。〈母数〉

図5：事例の報告方法（複数選択）（ヒヤリハット報告活動実施団体（48団体）に対する割合）



【質問4 ヒヤリハット事例報告の取りまとめ先について（表9、10参照）】

事例報告の取りまとめ先については、「職場の責任者」が31団体と最も多く、次いで「安全（衛生）委員会」が16団体となっています（表9）。また、最終的な取りまとめ先についても「職場の責任者」が多くなっています（表10）。なお、取りまとめていないと回答した団体は5団体でした。

表9：事例報告の取りまとめ先（複数選択）

（単位：団体数）

		①安全管理者	②安全（衛生）委員会	③職場の責任者	④安全衛生担当部署又は担当者	⑤その他	合計
団体種別	①都道府県	4 (30.8)	3 (23.1)	3 (23.1)	3 (23.1)	0 (0.0)	13 <5>
	②政令指定都市	1 (9.1)	3 (27.3)	3 (27.3)	3 (27.3)	1 (9.1)	11 <4>
	③市（②を除く）	5 (12.8)	8 (20.5)	15 (38.5)	7 (17.9)	4 (10.3)	39 <25>
	④町村	3 (27.3)	0 (0.0)	8 (72.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 <10>
	⑤一部事務組合等	1 (14.3)	2 (28.6)	2 (28.6)	1 (14.3)	1 (14.3)	7 <4>
合計		14 (17.3)	16 (19.8)	31 (38.3)	14 (17.3)	6 (7.4)	81 <48>

表中（ ）は、ヒヤリハット報告活動を実施していると回答した団体数に対する割合（％）を示す。〈母数〉

表10：事例報告の最終的な取りまとめ先

（単位：団体数）

	①安全管理者	②安全（衛生）委員会	③職場の責任者	④安全衛生担当部署又は担当者	⑤その他、無回答等	⑥取りまとめていない	合計
合計	4 (8.3)	8 (16.7)	11 (22.9)	8 (16.7)	12 (25.0)	5 (10.4)	48

表中（ ）は、合計に対する割合（％）を示す。

【質問5 報告されたヒヤリハット事例のランク付けについて（表 11、図6参照）】

ヒヤリハット報告活動を行っているとは回答した団体の中で、報告されたヒヤリハット事例を重大性等によりランク付けしている団体は6団体（12.5%）で、そのうちリスクアセスメントの手法により対応の優先度をランク付けしているのは3団体でした。ただし、ランク付けしている6団体においてはいずれも報告件数は少数でしたので、ランク付けが実際に機能しているかは不明です。

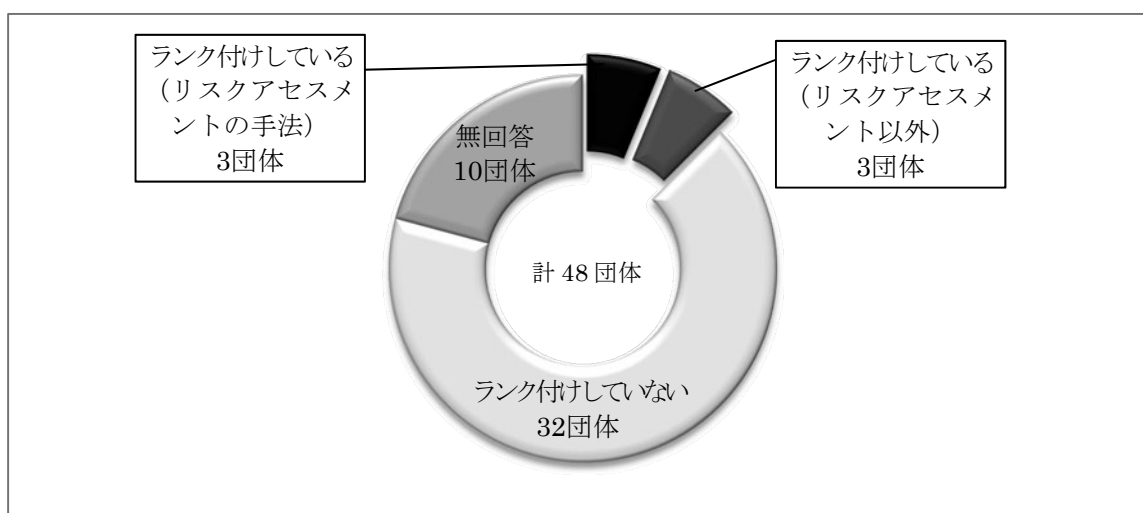
表 11：事例のランク付け実施団体

（単位：団体数）

		①重大性（一歩間違えれば大きな災害になったか）等によりランク付けしている（点数化の等の、リスクアセスメントの手法は用いない）	②リスクアセスメントの手法（点数化やマトリクス法等）により重大性、発生可能性、頻度等を総合的に判断して対応の優先度をランク付けしている	③ランク付け区分はしていない	④無回答	合計
団体種別	①都道府県	0 (0.0)	1 (20.0)	4 (80.0)	0 (0.0)	5
	②政令指定都市	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	4
	③市（②を除く）	2 (8.0)	2 (8.0)	17 (68.0)	4 (16.0)	25
	④町村	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (60.0)	4 (40.0)	10
	⑤一部事務組合等	1 (25.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	4
合計		3 (6.3)	3 (6.3)	32 (66.7)	10 (20.8)	48

表中（ ）は、各項目の合計に対する割合（%）を示す。

図6：事例のランク付け実施団体



【質問6 ヒヤリハット事例の周知方法について（表12、図7参照）】

報告された事例の周知方法として、最も多いのは「朝礼、終礼時に報告する」が24団体、次いで「職場単位の会議で報告」が17団体でした。

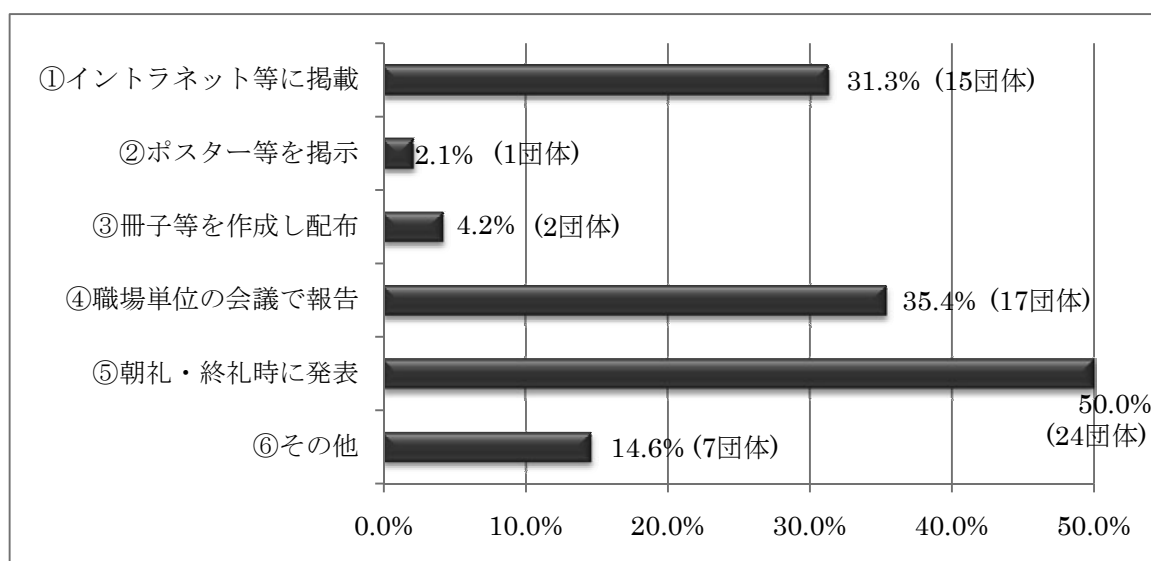
表12：事例の周知方法（複数選択）

（単位：団体数）

		① イントラネット等に 掲載	② ポスター等を作製し 掲示	③ 冊子等を作成し職場に 配布	④ 職場単位の会議で 報告	⑤ 朝礼・終礼時に 発表	⑥ その他	合 計
団体 種別	①都道府県	2 (40.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	3 (60.0)	3 (60.0)	0 (0.0)	9 <5>
	②政令指定都市	1 (25.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	3 (75.0)	3 (75.0)	2 (50.0)	11 <4>
	③市（②を除く）	10 (40.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (36.0)	11 (44.0)	3 (12.0)	33 <25>
	④町村	2 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	6 (60.0)	0 (0.0)	9 <10>
	⑤一部事務組合等	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	4 <4>
合 計		15 (31.3)	1 (2.1)	2 (4.2)	17 (35.4)	24 (50.0)	7 (14.6)	66 <48>

表中（ ）は、ヒヤリハット報告活動を実施していると回答した団体数に対する割合（％）を示す。（母数）

図7：事例の周知方法（ヒヤリハット報告活動実施団体（48団体）に対する割合）



【質問 7 事例の報告件数について（平成18年4月以降に報告のあった件数）（表13、図8参照）】

38 団体から回答がありましたが、報告件数が0件であった団体が18団体(47.4%)と半数近くを占め、次いで1から10件であった団体が14団体(36.8%)でした。報告件数10件以下の団体が8割以上になります。また、全報告件数は、493件で、そのうち改善件数は162件(32.9%)でした。

表 13：事例の報告件数（平成18年4月以降に報告のあった件数）

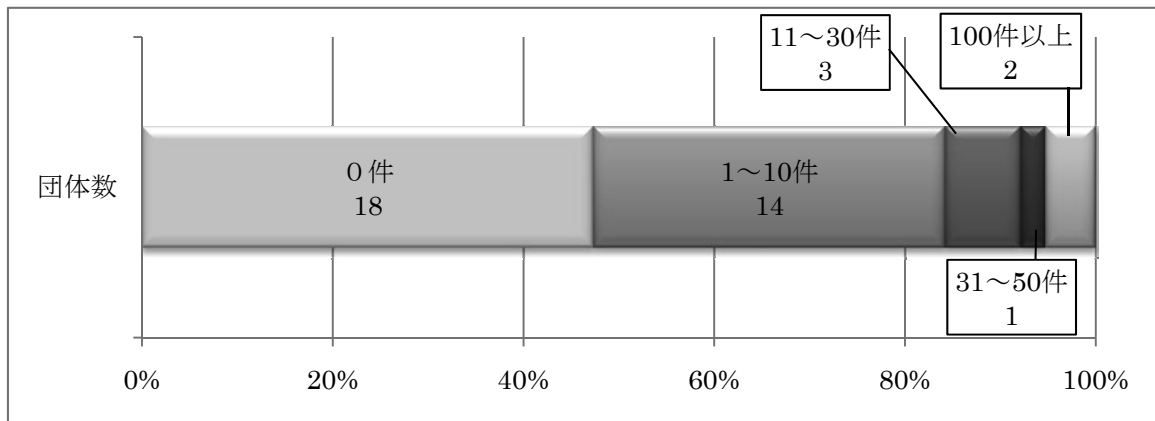
（単位：団体数）

		0件	1 ～ 10件	11 ～ 30件	31 ～ 50件	51 ～ 99件	100 件 以上	合 計
団体 種 別	①都道府県	0	3	1	0	0	1	5
	②政令指定都市	0	0	2	1	0	0	3
	③市(②を除く)	12	7	0	0	0	1	20
	④町村	4	2	0	0	0	0	6
	⑤一部事務組合	2	2	0	0	0	0	4
合 計		18 (47.4)	14 (36.8)	3 (7.9)	1 (2.6)	0 (0)	2 (5.3)	38

()内は、回答のあった団体数(38団体)に対する割合

図 8：事例の報告件数（平成18年4月以降に報告のあった件数）

（単位：団体数）



（報告により改善された主な事例）

- ・施設の改良（滑り止めの設置、コンクリート蓋の修理）
- ・作業手順書の作成
- ・施設内、現場等におけるヘルメット着用の義務化 など

【質問8 ヒヤリハット報告活動の活性化のための取り組みについて（表 14 参照）】

「報告することによって報告者が不利益を受けないことを徹底している」が16団体（33.3%）と最も多くなっています。「その他」の内容としては、「毎週のミーティングで聞き取り調査をしている」、「朝礼で周知している」等がありました。

表 14：ヒヤリハット報告活動の活性化のための取り組みについて

（単位：団体数）

		① 報告することによって報告者が不利益を受けないことを徹底している	② 定期的に文章で職員に周知している（安全委員会だよりに掲載等）	③ 報告数の多かった部署を表彰（又は積極的に評価して公表）している	④ 改善に結び付く報告をしたもの（又は部署）を表彰（又は積極的に評価して公表）している	⑤ 職場や部署ごとにヒヤリハット報告活動の推進担当者を決めている	⑥ 報告に対しては、必ず何らかの対応を取ることを制度化している（報告すべてに対して安全対策をとれないときは、対策会議等で優先度を検討して安全対策の要・不要を判断し、その結果を明らかにしている）	⑦ その他	合計
団体種別	①都道府県	1 (20.0)	3 (60.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	8 <5>
	②政令指定都市	3 (75.0)	3 (75.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	3 (75.0)	11 <4>
	③市（②を除く）	8 (32.0)	5 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (4.0)	4 (16.0)	4 (16.0)	22 <25>
	④町村	3 (30.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	2 (20.0)	2 (20.0)	9 <10>
	⑤一部事務組合等	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (75.0)	1 (25.0)	5 <4>
合 計		16 (33.3)	12 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (8.3)	11 (22.9)	12 (25.0)	55 <48>

表中（ ）は、ヒヤリハット報告活動を実施していると回答した団体数に対する割合（%）を示す。

〈母数〉

【質問9 ヒヤリハット事例の活用方法について（表 15、図9参照）】

報告された事例の活用方法は、「本人自身の反省や関連職員への情報共有化を通じ、危険感受性の向上を目指している」が33団体（68.8%）と最も多く、その他の選択肢は該当する団体が少なくなっています。

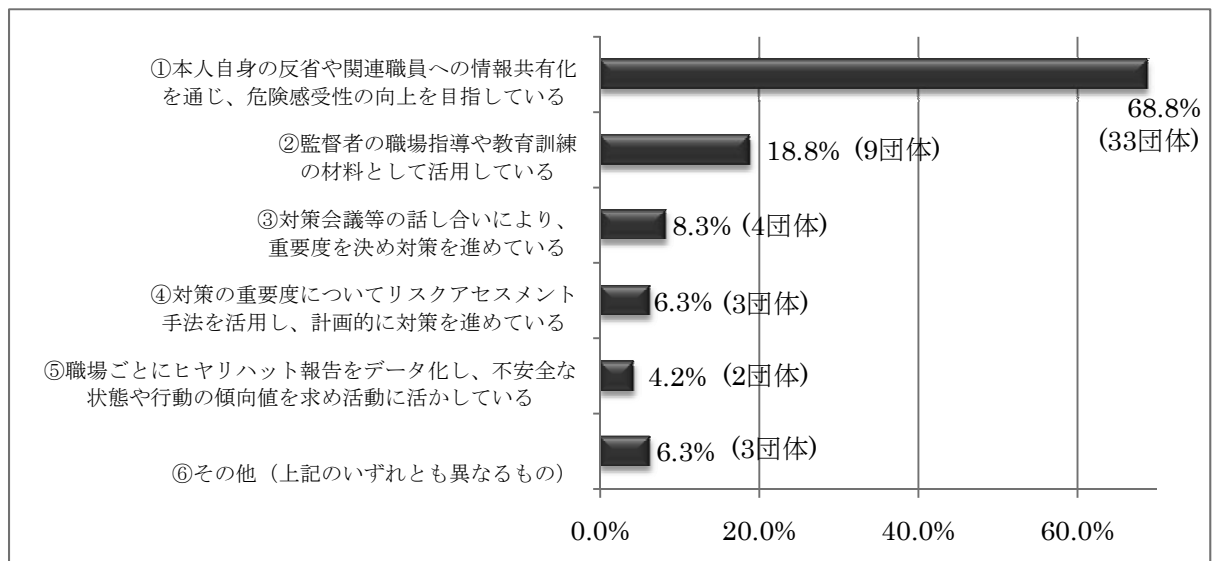
表 15： 事例の活用方法（複数選択）

（単位：団体数）

		①本人自身の反省や関連職員への情報共有化を通じ、危険感受性の向上を目指している	②監督者の職場指導や教育訓練の材料として活用している	③対策会議等の話し合いにより、重要度を決め対策を進めている	④対策の重要度についてリスクアセスメント手法を活用し、計画的に対策を進めている	⑤職場ごとにヒヤリハット報告をデータ化し、不安全な状態や行動の傾向値を求め活動に生かしている	⑥その他（上記のいずれとも異なるもの）	合計
団体種別	①都道府県	4 (80.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	6 <5>
	②政令指定都市	4 (100.0)	3 (75.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	9 <4>
	③市（②を除く）	17 (68.0)	3 (12.0)	3 (12.0)	2 (8.0)	0 (0.0)	1 (4.0)	26 <25>
	④町村	4 (40.0)	2 (20.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	2 (20.0)	0 (0.0)	9 <10>
	⑤一部事務組合等	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 <4>
合計		33 (68.8)	9 (18.8)	4 (8.3)	3 (6.3)	2 (4.2)	3 (6.3)	54 <48>

表中（ ）は、ヒヤリハット報告活動を実施していると回答した団体数に対する割合（%）を示す。（母数）

図9：事例の活用方法（複数選択）



【質問 10 ヒヤリハット報告活動を実施してからの状況について】

(1) 効果・成果

① 都道府県	誰でもいつでも確認することができ、同じ様な失敗を繰り返さないようになった。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の注意喚起につながり、事業場全体の安全意識の高揚につながった。 ・ 些細なヒヤリハットであっても、事例として報告することで、情報共有が可能となり、事業場全体の危機管理意識が高まった。 ・ 安全会議の活性化が図れた。
	事故防止につながっている。
	施設内の危険箇所を調査することにより、公務災害防止につながっている。
② 政令指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の職員のヒヤリハット事例により、危険箇所に対する意識の共有化が図られた。 ・ 危険箇所の再確認ができた。
	同じ失敗を繰り返さないようになった。
	ヒヤリハットの事例から学ぶことにより、施設内の危険箇所への意識が高まり、事故を未然に防ぐことができた。
	危険箇所・危険作業への認識を関係職員が共有することにより、公務災害の防止につながっている。
③ 市（②を除く）	施設内の危険箇所がないか注意を払うようになった。
	安全に対する意識が高まった。
	同様の事例の発生が防げている。
	同じ失敗を繰り返さないようになった。
	過去に同じ様な事象が発生していた場合、対応に役立てることができる。
	施設内の危険箇所の周知がなされた。
	情報の共有化を図ることにより安全衛生意識が向上した。
	危険箇所の速やかな改修を実施した。
	施設内の点検等の歩行時、怪我がなくなった。
④ 町村	同じ失敗を繰り返さないようになった。
⑤ 組合等事務	事務所及び施設内の危険箇所に気づいて、改修等を行った。
	同じ失敗を繰り返さないようになった。

(2) 課題・問題点

① 都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織全体としてのヒヤリハット遭遇の報告を制度化していないため、貴重かつ重要な情報が生かされていない。特に事務部門における事例把握ができていない。 ・ 遭遇報告やその情報共有の重要性をアピールするとともに、その対策を行うことや改善の有効性を再認識することにより、報告活動の制度化を図りたい。
	<p>現在は、7月の労働安全月間のみでの報告であるため、年間を通して、把握する必要がある。</p>
② 政令指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自発的に提言する習慣が身に付いていないので、報告件数が少ない。 ・ リスク対策費用の捻出が難しい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書が提出されない。 ・ 目に見える改善を行えないため、報告意欲が低下し、報告件数が減少している。 ・ 係長・主査・工務長が代わると、伝統が分断されることが多く、（引き継がれないなど）活動が弱まることもある。
	<p>費用の掛かる対応は、予算の関係で年度をまたぐことがあり、すぐに対応できないことがある。</p>
	<p>一部の事業場のみで行っており、全ての課での実施には至っていない。また、個々の事例について記録を残しておらず、データ化ができていない。</p>
③ 市（②を除く）	<p>報告活動の実施の周知不足もあり、報告がなされていない。</p>
	<p>報告の呼びかけをしているが、報告件数が減少している</p>
	<p>近年、研修等の活動が実施できていない。</p>
	<p>ヒヤリハット報告活動への意識が低下し、最近では報告もない状況であるため、今後、全職員へ再度、ヒヤリハット報告活動についての啓発が必要である。</p>
④ 町村	<p>予算の都合等がある。</p>
	<p>報告件数が少ない。</p>

【Ⅲ ヒヤリハット報告活動以外の安全衛生活動等】

【質問1 ヒヤリハット以外の安全衛生管理活動の実施状況について（表16、図10参照）】

ヒヤリハット報告活動の実施の有無にかかわらず、ヒヤリハット報告活動以外の安全衛生管理活動についても尋ねたところ（複数回答可）、「特に実施していない」とした団体が54.9%（Ⅰの質問1で、表2-1の4業務のうち少なくとも1業務以上で「直営又は一部委託」があると回答した団体（906団体）中）を占めました。ただし、団体の種別によって傾向が異なり、都道府県及び政令指定都市においては、「特に実施していない」団体は少数でした（図10）。

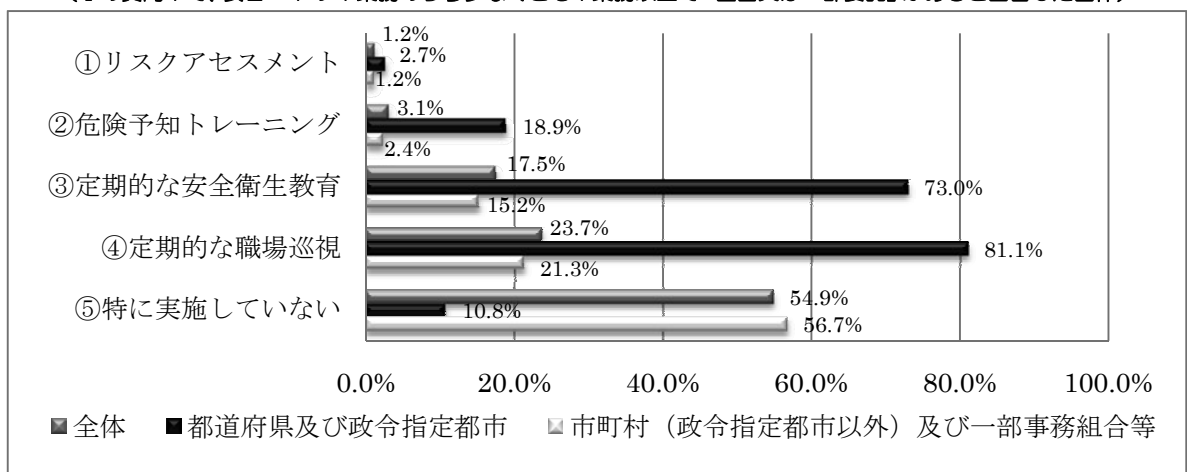
表16：ヒヤリハット報告活動以外の安全衛生管理活動の実施状況（複数選択）
（Ⅰの質問1で、表2-1の4業務のうち少なくとも1業務以上で「直営又は一部委託」があると回答した団体）
（単位：団体数）

		①リスクアセスメントを実施している	②危険予知トレーニング（KYT）を実施している	③職員に対する安全衛生教育を定期的に実施している	④安全衛生管理スタッフや事業場の管理監督者、職員等を含むチームによる職場巡視を定期的に実施している	⑤特に実施していない	合計
団体種別	①都道府県	0 (0.0)	2 (10.0)	13 (65.0)	15 (75.0)	2 (10.0)	20 (20)
	②政令指定都市	1 (5.9)	5 (29.4)	14 (82.4)	15 (88.2)	2 (11.8)	37 (17)
	③市（②を除く）	9 (1.8)	17 (3.5)	92 (18.8)	142 (29.0)	250 (51.1)	510 (489)
	④町村	0 (0.0)	2 (0.7)	26 (8.5)	23 (7.5)	201 (65.9)	252 (305)
	⑤一部事務組合等	1 (1.3)	2 (2.7)	14 (18.7)	20 (26.7)	42 (56.0)	79 (75)
合計		11 (1.2)	28 (3.1)	159 (17.5)	215 (23.7)	497 (54.9)	910 (906)
うちヒヤリハット報告活動を実施団体		3 (6.4)	12 (25.5)	20 (42.6)	28 (59.6)	13 (27.7)	76 (47)

表中（ ）は、回答団体数に対する割合（%）を示す。

<母数>

図10：ヒヤリハット報告活動以外の安全衛生管理活動の実施状況（実施している団体の割合）
（Ⅰの質問1で、表2-1の4業務のうち少なくとも1業務以上で「直営又は一部委託」があると回答した団体）



【質問2 公務災害の発生状況について（表 17 参照）】

ヒヤリハット報告活動の実施の有無にかかわらず、平成 18 年度から平成 20 年度までの公務災害の発生状況を尋ねたところ、924 団体から回答があり、平成 18 年度は 1 団体当たり平均 0.25 件、平成 19 年度は平均 0.28 件、平成 20 年度は平均 0.27 件の公務災害が発生していました。また、そのうちの 2 割以上が 4 日以上休業した災害でした。

表 17：公務災害発生状況

団体種別	回答 団体数		18 年度		19 年度		20 年度	
			認定件数	4 日以上 休業した 災害件数	認定件数	4 日以上 休業した 災害件数	認定件数	4 日以上 休業した 災害件数
①都道府県	20	合計件数	41	10	38	14	31	13
		平均件数	2.16	0.53	1.90	0.70	1.63	0.68
②政令指定都市	18	合計件数	66	16	87	11	76	17
		平均件数	3.67	0.89	4.83	0.61	4.22	0.94
③市（②以外）	496	合計件数	104	23	117	15	114	21
		平均件数	0.21	0.05	0.24	0.03	0.23	0.04
④町村	315	合計件数	4	1	6	3	10	2
		平均件数	0.01	0.00	0.02	0.01	0.03	0.01
⑤一部事務組合等	75	合計件数	11	5	13	2	17	1
		平均件数	0.15	0.07	0.18	0.03	0.23	0.01
計	924	合計件数	226	55	261	45	248	54
		平均件数	0.25	0.06	0.28	0.05	0.27	0.06

2 -(2) ヒヤリハット報告活動に係る 実態調査結果(下水道事業)

2-(2) ヒヤリハット報告活動に係る実態調査結果（下水道事業）

【I 地方公共団体の種類及びヒヤリハット報告活動の実施状況】

【質問1 貴団体について該当する項目を選択してください。（表1、2-1、2-2参照）】

対象団体（社団法人日本下水道協会の会員である団体）1,510 団体のうち 1,038 団体（68.7%）から回答がありました（表1）。なお、このうち21 団体については、公共下水道事業、流域下水道事業のいずれも行っていないので、以後の質問に対する集計から除外しました。

また、調査した3つの業務のうち、「下水処理施設の維持管理」及び「下水道管の維持管理」については、全部委託又は施設そのものがない等により、自らは業務を行っていない団体が過半数を占め（表2-1）、3つの業務すべてにおいて全部委託等により自らは業務を行っていない団体（この調査項目に無回答であった団体を含む。）は228 団体（22.4%）でした（表2-2）。

表1：回答状況

団体種別	対象団体数	回答団体数	回答率 (%)
①都道府県	47	40 (5)	85.1
②政令指定都市	18	14	77.8
③市 (②を除く)	739	522 (9)	70.6
④町村	684	444 (5)	64.9
⑤一部事務組合等	22	18 (2)	81.8
合 計	1,510	1,038(21)	68.7

注) 回答団体数の () 内は、回答団体のうち、公共下水道事業、流域下水道事業のいずれも行っていないと回答した団体 (内数)

表2-1：主な業務の委託等の状況

	下水処理施設の維持管理		下水道管工事		下水道管の維持管理		集計 団体数
	直営又は 一部委託	全部委託 又は業務 なし等	直営又は 一部委託	全部委託 又は業務 なし等	直営又は 一部委託	全部委託 又は業務 なし等	
①都道府県	14	21	18	17	10	25	35
②政令指定都市	11	3	12	2	11	3	14
③市 (②を除く)	186	327	369	144	275	238	513
④町村	83	356	277	162	193	246	439
⑤一部事務組合等	5	11	11	5	7	9	16
合 計	299 (29.4%)	718 (70.6%)	687 (67.6%)	330 (32.4%)	496 (48.8%)	521 (51.2%)	1,017

(それぞれの業務ごとに無回答の団体があったため、業務ごとの合計団体数は一致しない。)

表2-2：主な業務の委託等の状況（2）

	表2-1の3業務のうち、少なくとも1業務以上では「直営又は一部委託」がある	表2-1の3業務のすべてにおいて「全部委託又は業務なし等」	合計
①都道府県	23	12	35
②政令指定都市	14	0	14
③市（②を除く）	420	93	513
④町村	321	118	439
⑤一部事務組合等	11	5	16
合計	789 (77.6%)	228 (22.4%)	1,017

【質問2 貴団体でヒヤリハット報告活動を実施していますか。（表3-1、3-2、図1、表4参照）】

65団体（6.4%）の事業所で「報告活動を実施している」との回答があり、このうちすべての部署で実施している団体は25団体で、残り40団体については、一部の部署（事業所）で実施しています（実施部署としては下水処理場が多い。）（表4）。また、実施していない団体は、952団体（93.6%）で、このうち「実施に向け検討している」と回答した団体は、51団体（全体の5.0%）でした。

なお、表2-1の3業務のうち、少なくとも1業務以上で「直営又は一部委託」がある団体（789団体）に限れば、「すべての部署で実施」が2.3%、「一部の部署で実施」が4.2%、実施していないが「実施に向け検討している」が5.6%になります（表3-2、図1）。

表3-1：ヒヤリハット報告活動の実施状況（下水道事業・団体種別）

団体種別	実施している		実施していない		合計
	すべての部署で実施	一部の部署で実施	実施を検討	検討なし・無回答	
①都道府県	2(5.7)	2(5.7)	1(2.9)	30(85.7)	35
②政令指定都市	0(0.0)	2(14.3)	3(21.4)	9(64.3)	14
③市（②を除く）	12(2.3)	23(4.5)	25(4.9)	453(88.3)	513
④町村	10(2.3)	13(3.0)	22(5.0)	394(89.7)	439
⑤一部事務組合	1(6.3)	0(0.0)	0(0.0)	15(93.8)	16
合計	25(2.5)	40(3.9)	51(5.0)	901(88.6)	1,017
	65(6.4)		952(93.6)		

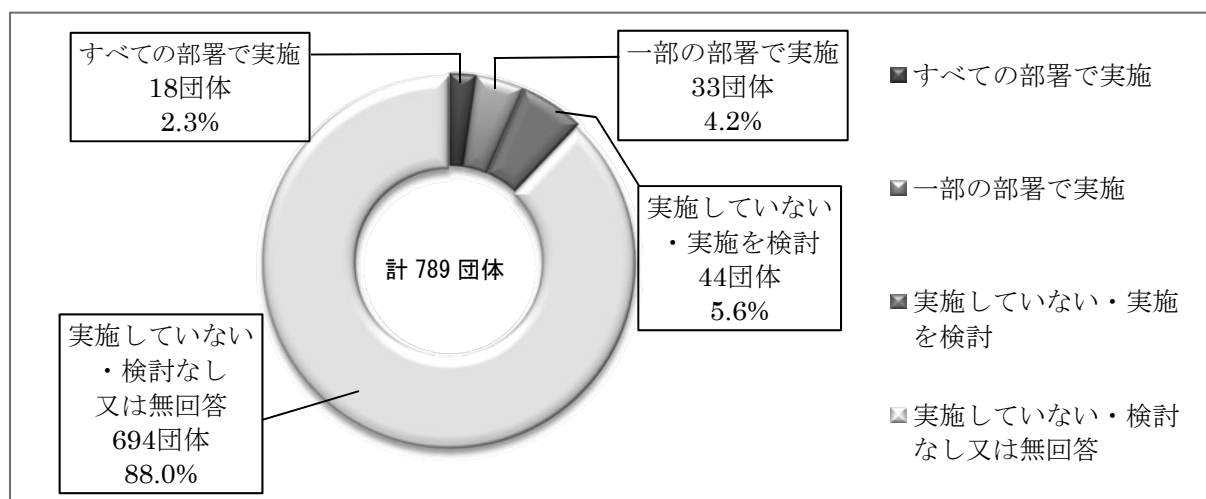
表中（ ）は、各項目の合計に対する割合（%）を示す。

表3-2：ヒヤリハット報告活動の実施状況（下水道事業・業務委託状況別）

	実施している		実施していない		合 計
	すべての部署で実施	一部の部署で実施	実施を検討	検討なし・無回答	
表2-1の4業務のうち、少なくとも1業務以上で「直営又は一部委託」がある	18(2.3)	33(4.2)	44(5.6)	694(88.0)	789
上記4業務のすべてにおいて「全部委託又は業務なし等」	7(3.1)	7(3.1)	6(2.6)	208(91.2)	228
合 計	25(2.5)	40(3.9)	51(5.0)	901(88.6)	1,017
	65(6.4)		952(93.6)		

表中（ ）は、各項目の合計に対する割合（%）を示す。

図1：ヒヤリハット報告活動の実施状況
（表2-1の3業務のうち、少なくとも1業務以上では「直営又は一部委託」がある団体）



【一部の部署（事業場）単位で実施している場合の実施している部署】

表4：部門別実施状況（複数選択）

（単位：団体数）

		ア 下水処理場	イ 本庁	ウ その他の事務所・事業場	回答団体数〈母数〉
団体種別	①都道府県	2	0	0	<2>
	②政令指定都市	2	0	2	<2>
	③市（②を除く）	15	6	9	<23>
	④町村	7	0	10	<13>
	⑤一部事務組合等	0	0	0	<0>
合 計		26	6	21	<40>

【Ⅱ ヒヤリハット報告活動内容調査】

【質問1 ヒヤリハット報告活動を実施するきっかけとなった理由について（表5、図2参照）】

報告活動を実施または実施を検討している116団体に対して、「報告活動のきっかけとなった理由」を尋ねたところ、「事故・災害の防止（再発防止）」が54団体と最も多く、次いで「職場の安全衛生活動の活性化のため」が37団体、「職員の危険感受性の向上のため」が31団体でした。

表5：報告活動のきっかけとなった理由（複数選択）

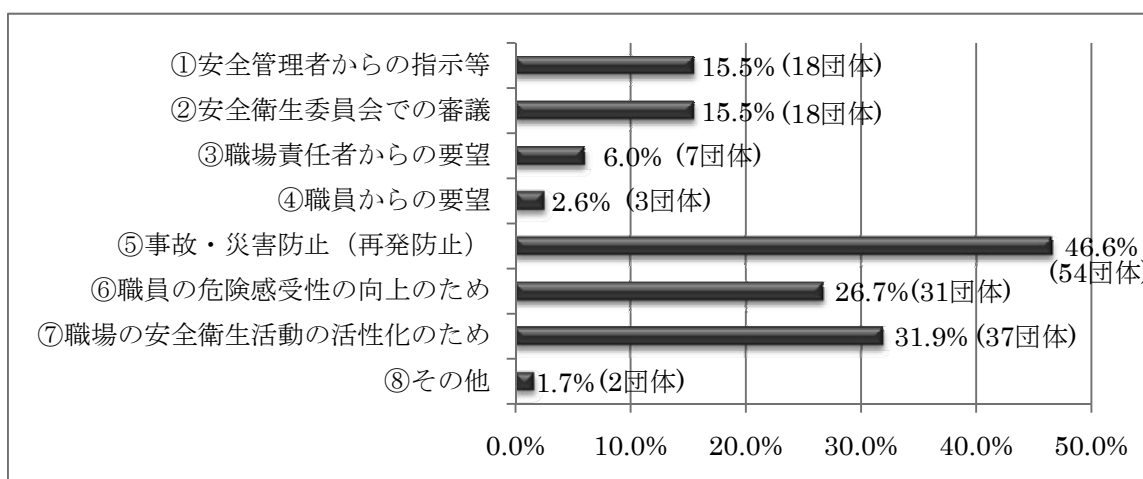
（単位：団体数）

		①安全管理者からの指示等	②安全衛生委員会での審議	③職場責任者からの要望	④職員からの要望	⑤事故・災害防止（再発防止）	⑥職員の危険感受性の向上のため	⑦職場の安全衛生活動の活性化のため	⑧その他	合計
団体種別	①都道府県	1 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (80.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	6 <5>
	②政令指定都市	1 (20.0)	3 (60.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	3 (60.0)	0 (0.0)	11 <5>
	③市（②を除く）	10 (16.7)	12 (20.0)	4 (6.7)	3 (5.0)	29 (48.3)	15 (25.0)	20 (33.3)	2 (3.3)	95 <60>
	④町村	6 (13.3)	3 (6.7)	2 (4.4)	0 (0.0)	18 (40.0)	14 (31.1)	13 (28.9)	0 (0.0)	56 <45>
	⑤一部事務組合等	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 <1>
合計		18 (15.5)	18 (15.5)	7 (6.0)	3 (2.6)	54 (46.6)	31 (26.7)	37 (31.9)	2 (1.7)	170 <116>

表中（ ）は、ヒヤリハット報告活動を実施又は検討中と回答した団体数に対する割合（％）を示す。

（母数）

図2：報告活動のきっかけとなった理由（複数選択）ヒヤリハット報告活動実施又は検討中団体に対する割合



【質問2 (1)ヒヤリハット報告活動の実施時期について(表6、図3参照)】

「報告活動をいつの時点から行っているか」を尋ねた実施時期については、「平成19から21年度」が18団体で最も多く、次いで「平成16年度から18年度」が15団体で、ヒヤリハット報告活動を行っている団体のうち約7割の団体が平成16年度以後に実施しています。

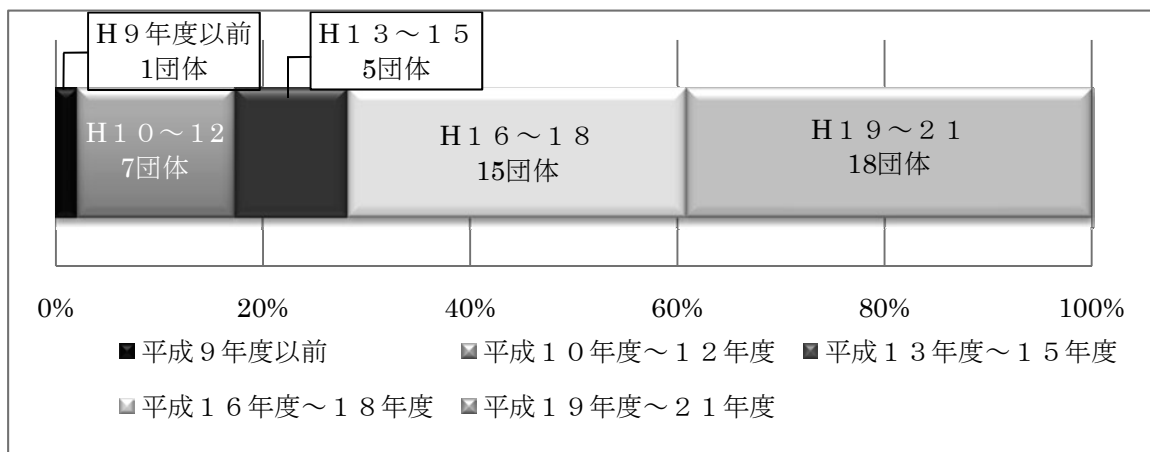
表6：報告活動の実施時期

(単位：団体数)

		平成9年度以前	平成10年度～12年度	平成13年度～15年度	平成16年度～18年度	平成19年度～21年度	合計
団体種別	①都道府県	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	2
	②政令指定都市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)	2
	③市(②を除く)	0 (0.0)	1 (4.3)	4 (17.4)	10 (43.5)	8 (34.8)	23
	④町村	1 (5.6)	5 (27.8)	1 (5.6)	4 (22.2)	7 (38.9)	18
	⑤一部事務組合等	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	1
合計		1 (2.2)	7 (15.2)	5 (10.9)	15 (32.6)	18 (39.1)	46

表中()は、各項目の合計に対する割合(%)を示す。

図3：報告活動の実施時期



【質問2 (2) 報告内容の該当項目について (表7、図4参照)】

また、ヒヤリハット報告活動を実施又は実施を検討している団体に、報告内容を尋ねたところ、「状況」、「発生場所」、「発生日時」のほか「結果」、「対策」、「原因考察」、及び「問題点」については、過半数の団体が報告事項としていました。

表7：報告内容の該当項目（複数選択）

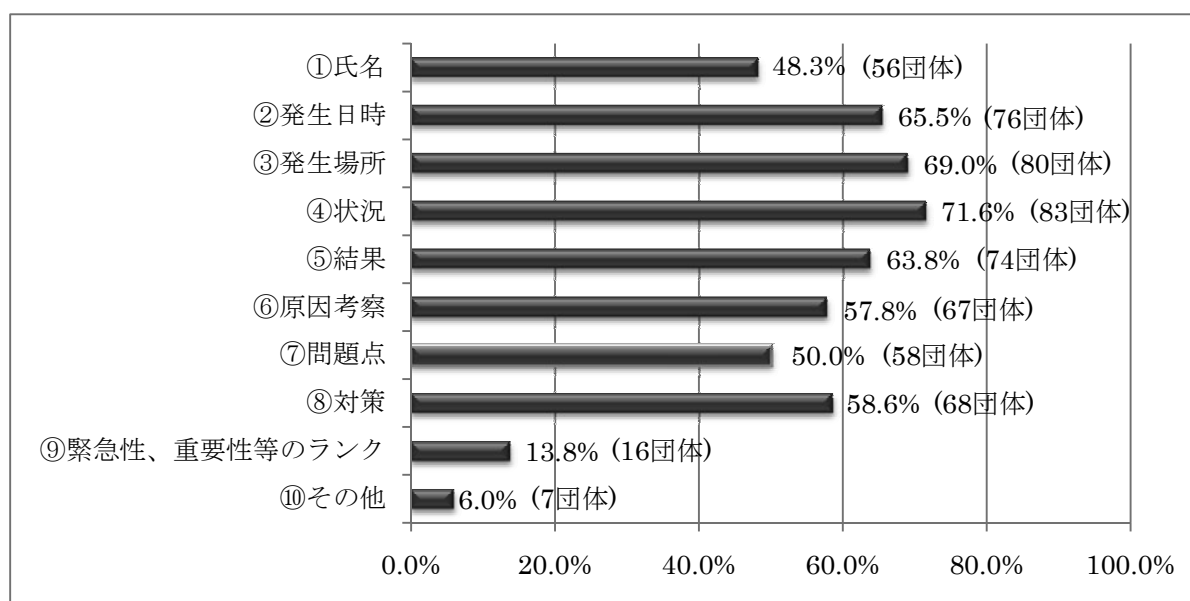
(単位：団体数)

	①氏名	②発生日時	③発生場所	④状況	⑤結果 (どうなったか)	⑥原因考察	⑦問題点	⑧対策	⑨緊急性、重要性等のランク (区分)	⑩その他	合計	
団体種別	①都道府県	3 (60.0)	4 (80.0)	4 (80.0)	4 (80.0)	3 (60.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	3 (60.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	25 <5>
	②政令指定都市	1 (20.0)	3 (60.0)	3 (60.0)	3 (60.0)	3 (60.0)	3 (60.0)	3 (60.0)	3 (60.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	23 <5>
	③市 (②を除く)	28 (46.7)	42 (70.0)	43 (71.7)	47 (78.3)	43 (71.7)	40 (66.7)	35 (58.3)	38 (63.3)	11 (18.3)	4 (6.7)	331 <60>
	④町村	23 (51.1)	27 (60.0)	29 (64.4)	28 (62.2)	24 (53.3)	21 (46.7)	17 (37.8)	23 (51.1)	5 (11.1)	2 (4.4)	199 <45>
	⑤一部事務組合等	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 <1>
合計	56 (48.3)	76 (65.5)	80 (69.0)	83 (71.6)	74 (63.8)	67 (57.8)	58 (50.0)	68 (58.6)	16 (13.8)	7 (6.0)	585 <116>	

表中 () は、ヒヤリハット報告活動を実施又は検討中と回答した団体数に対する割合 (%) を示す。

(母数)

図4：報告内容の該当項目（複数選択）（ヒヤリハット報告活動実施又は検討中の団体に対する割合）



【質問3 ヒヤリハット事例の報告について（表8、図5参照）】

事例の報告方法については、「報告書の様式を定めている」が27団体（41.5%）で、「文書で報告するが、様式は定めていない」の17団体（26.2%）とあわせ、ヒヤリハット報告活動を実施していると回答した団体の67.7%が、文書による報告を行っていることとなります（複数回答なので、報告書と口頭の両方で報告する場合には、どちらにも該当となります。）。

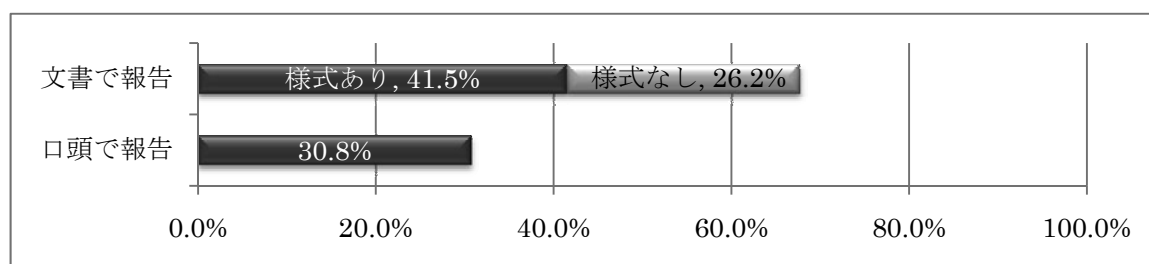
表8：事例の報告方法（複数選択）

（単位：団体数）

		①報告書の様式を定めている	②文書で報告するが、様式は定めていない	③口頭で報告する	合計
団体種別	①都道府県	2 (50.0)	0 (0.0)	2 (50.0)	4 <4>
	②政令指定都市	2 (100.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	3 <2>
	③市（②を除く）	19 (54.3)	5 (14.3)	11 (31.4)	35 <35>
	④町村	4 (17.4)	12 (52.2)	5 (21.7)	21 <23>
	⑤一部事務組合等	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	1 <1>
合計		27 (41.5)	17 (26.2)	20 (30.8)	64 <65>

表中（ ）は、ヒヤリハット報告活動を実施していると回答した団体数に対する割合（%）を示す。〈母数〉

図5：事例の報告方法（複数選択）（ヒヤリハット報告活動実施団体（65団体）に対する割合）



【質問4 ヒヤリハット事例報告のとりまとめ先について（表9、10参照）】

事例報告のとりまとめ先については、「職場の責任者」が35団体と最も多く、次いで「安全衛生担当部署又は担当者」が19団体、「安全（衛生）委員会」が18団体となっています（表9）。また、最終的な取りまとめ先については、「安全管理者」が13団体、「安全（衛生）委員会」が12団体と多くなっています（表10）。

表9： 事例報告のとりまとめ先（複数選択）

（単位：団体数）

		①安全管理者	②安全（衛生）委員会	③職場の責任者	④安全衛生担当部署又は担当者	⑤その他	合計
団体種別	①都道府県	2 (50.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	4 <4>
	②政令指定都市	0 (0.0)	2 (66.7)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 <2>
	③市（②を除く）	6 (17.1)	14 (40.0)	19 (54.3)	13 (37.1)	1 (2.9)	53 <35>
	④町村	6 (26.1)	2 (8.7)	14 (60.9)	5 (21.7)	1 (4.3)	28 <23>
	⑤一部事務組合等	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 <1>
合計		14 (21.5)	18 (27.7)	35 (53.8)	19 (29.2)	2 (3.1)	88 <65>

表中（ ）は、ヒヤリハット報告活動を実施していると回答した団体数に対する割合（％）を示す。（母数）

表10： 事例報告の最終的なとりまとめ先

（単位：団体数）

		①安全管理者	②安全（衛生）委員会	③職場の責任者	④安全衛生担当部署又は担当者	⑤その他、無回答等	⑥取りまとめていない	合計
合計		13 (20.0)	12 (18.5)	7 (10.8)	1 (1.5)	32 (49.2)	0 (0.0)	65

表中（ ）は、合計に対する割合（％）を示す。

【質問5 報告されたヒヤリハット事例のランク付けについて（表 11、図6参照）】

ヒヤリハット報告活動を行っているとは回答した団体の中で、報告されたヒヤリハット事例を重大性等によりランク付けしている団体は8団体（12.3%）で、そのうちリスクアセスメントの手法により対応の優先度をランク付けしているのは3団体でした。

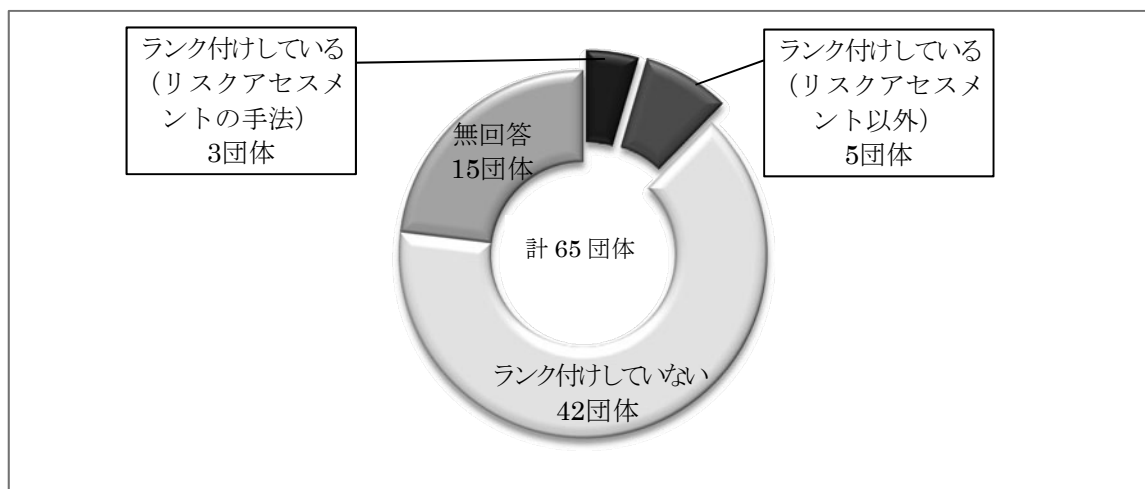
表 11：事例のランク付け実施団体

（単位：団体数）

		①重大性（一歩間違えれば大きな災害になったか）等によりランク付けしている（点数化の等の、リスクアセスメントの手法は用いない）	②リスクアセスメントの手法（点数化やマトリクス法等）により重大性、発生可能性、頻度等を総合的に判断して対応の優先度をランク付けしている	③ランク付け区分はしていない	④無回答	合計
団体種別	①都道府県	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (75.0)	1 (25.0)	4
	②政令指定都市	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)	0 (0.0)	2
	③市（②を除く）	2 (5.7)	4 (11.4)	23 (65.7)	6 (17.1)	35
	④町村	1 (4.3)	1 (4.3)	13 (56.5)	8 (34.8)	23
	⑤一部事務組合等	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	1
合計		3 (4.6)	5 (7.7)	42 (64.6)	15 (23.1)	65

表中（ ）は、各項目の合計に対する割合（%）を示す。

図6：事例のランク付け実施団体



【質問6 ヒヤリハット事例の周知方法について（表12、図7参照）】

報告された事例の周知方法として、最も多いのは「職場単位の会議で報告」が31団体、次いで「朝礼・終礼時に発表」が18団体でした。なお、「その他」の内容としては、「報告書を回覧」、「安全衛生委員会で報告」等がありました。

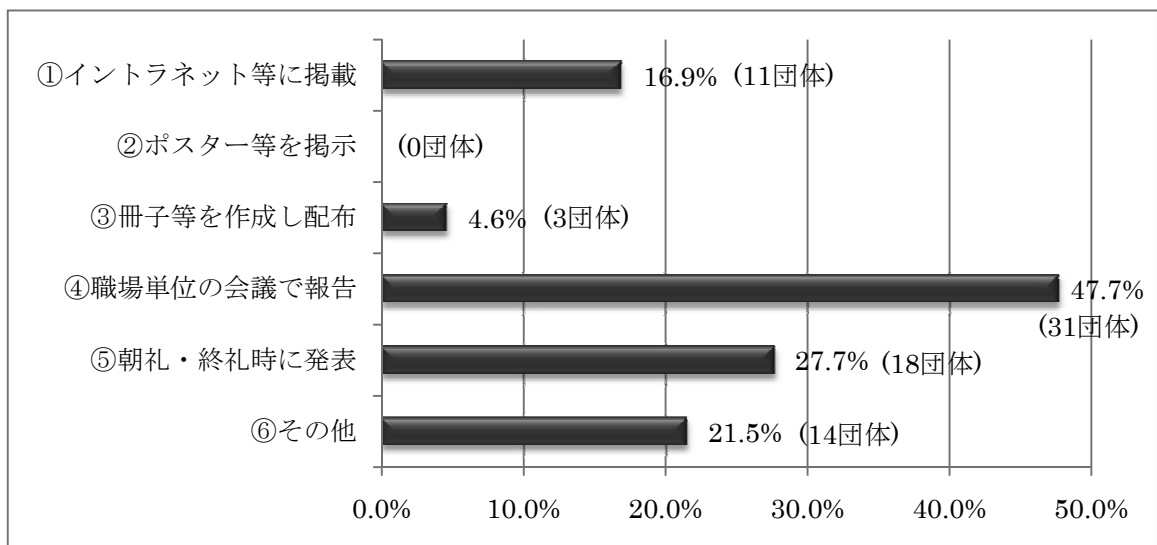
表12：事例の周知方法（複数選択）

（単位：団体数）

		① イントラネット等に 掲載	② ポスター等を作製し 掲示	③ 冊子等を作成し職場 に配布	④ 職場単位の会議で 報告	⑤ 朝礼・終礼時に 発表	⑥ その他	合 計
団体 種別	①都道府県	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (50.0)	2 (50.0)	0 (0.0)	5 <4>
	②政令指定都市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)	1 (50.0)	2 (100.0)	5 <2>
	③市（②を除く）	8 (22.9)	0 (0.0)	2 (5.7)	16 (45.7)	11 (31.4)	8 (22.9)	45 <35>
	④町村	2 (8.7)	0 (0.0)	1 (4.3)	11 (47.8)	4 (17.4)	3 (13.0)	21 <23>
	⑤一部事務組合等	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	1 <1>
合 計		11 (16.9)	0 (0.0)	3 (4.6)	31 (47.7)	18 (27.7)	14 (21.5)	77 <65>

表中（ ）は、ヒヤリハット報告活動を実施していると回答した団体数に対する割合（％）を示す。（母数）

図7：事例の周知方法（ヒヤリハット報告活動実施団体（65団体）に対する割合）



【質問 7 事例の報告件数について(平成18年4月以降に報告のあった件数)(表13、図8参照)】

44団体から回答がありましたが、報告件数が0件であった団体が24団体(54.5%)と過半数を占め、次いで1から10件であった団体が10団体(22.7%)で、報告件数が10件以下の団体が75%以上になります。また、全報告件数は、387件で、そのうち改善件数は183件(47.3%)でした。

表13：事例の報告件数(平成18年4月以降に報告のあった件数)

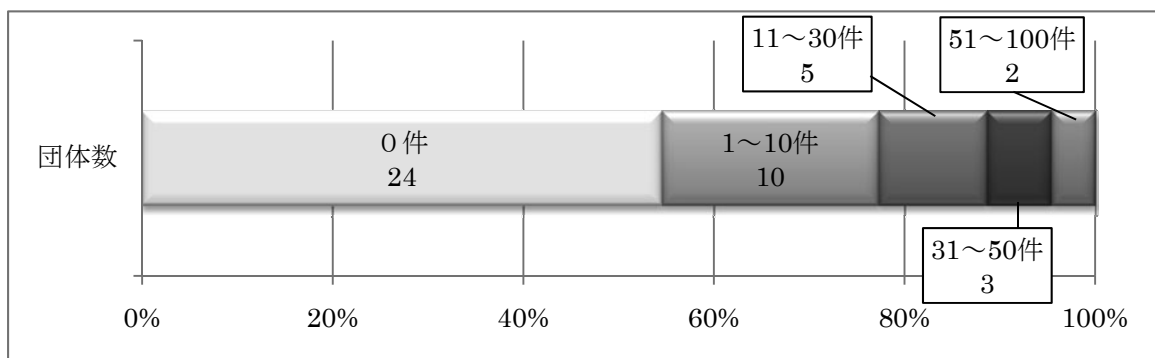
(単位：団体数)

		0件	1 ～ 10件	11 ～ 30件	31 ～ 50件	51 ～ 100件	合計
団体種別	①都道府県	1	0	1	1	0	3
	②政令指定都市	0	1	0	0	1	2
	③市(②を除く)	14	8	2	1	0	25
	④町村	9	1	1	1	1	13
	⑤一部事務組合	0	0	1	0	0	1
合計		24 (54.5)	10 (22.7)	5 (11.4)	3 (6.8)	2 (4.5)	44

()内は、回答のあった団体数(44団体)に対する割合

図8：事例の報告件数(平成18年4月以降に報告のあった件数)

(単位：団体数)



(報告により改善された主な事例)

- ・ 階段に滑り止めテープを貼る
- ・ 作業手順の改良(最終沈殿池の清掃作業は必ず2人で行うなど)
- ・ 夜間作業における反射ベストの着用 など

【質問8 ヒヤリハット報告活動の活性化のための取り組みについて（表 14 参照）】

「報告することによって報告者が不利益を受けないことを徹底している」が18団体（27.7%）と最も多くなっており、該当する団体の割合が30%を超えたものはありませんでした。なお、「その他」と回答した団体に具体的内容を尋ねたところ、「特になし」としたものが多数でした。

表 14：ヒヤリハット報告活動の活性化のための取り組みについて

（単位：団体数）

		① 報告することによって報告者が不利益を受けないことを徹底している	② 定期的に文章で職員に周知している（安全委員会だよりに掲載する等）	③ 報告数の多かった部署を表彰（又は積極的に評価して公表）している	④ 改善に結び付く報告をしたもの（又は部署）を表彰（又は積極的に評価して公表）している	⑤ 職場や部署ごとにヒヤリハット報告活動の推進担当者を決めている	⑥ 報告に対しては、必ず何らかの対応を取ることを制度化している（報告すべてに対して安全対策をとれないときは、対策会議等で優先度を検討して安全対策の要・不要を判断し、その結果を明らかにしている）	⑦ その他	合計
団体種別	①都道府県	2 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	4 <4>
	②政令指定都市	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)	0 (0.0)	3 <2>
	③市（②を除く）	11 (31.4)	11 (31.4)	0 (0.0)	2 (5.7)	4 (11.4)	7 (20.0)	5 (14.3)	40 <35>
	④町村	3 (13.0)	6 (26.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (8.7)	4 (17.4)	5 (21.7)	20 <23>
	⑤一部事務組合等	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 <1>
合計		18 (27.7)	17 (26.2)	0 (0.0)	2 (3.1)	7 (10.8)	14 (21.5)	10 (15.4)	68 <65>

表中（ ）は、ヒヤリハット報告活動を実施していると回答した団体数に対する割合（%）を示す。

〈母数〉

【質問9 ヒヤリハット事例の活用方法について（表 15、図9参照）】

報告された事例の活用方法は、「本人自身の反省や関連職員への情報共有を通じ、危険感受性の向上を目指している」が42団体（64.6%）と最も多く、次いで「監督者の職場指導や教育訓練の材料として活用している」が18団体（27.7%）となっています。

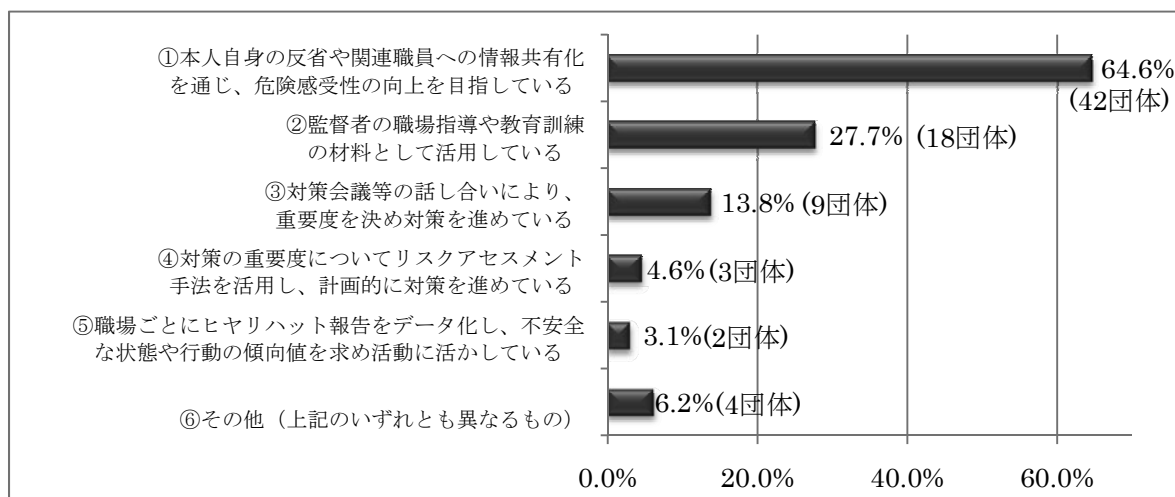
表 15：事例の活用方法（複数選択）

（単位：団体数）

		①本人自身の反省や関連職員への情報共有を通じ、危険感受性の向上を目指している	②監督者の職場指導や教育訓練の材料として活用している	③対策会議等の話し合いにより、重要度を決め対策を進めている	④対策の重要度についてリスクアセスメント手法を活用し、計画的に対策を進めている	⑤職場ごとにヒヤリハット報告をデータ化し、不安全な状態や行動の傾向値を求め活動に活かしている	⑥その他（上記のいずれとも異なるもの）	合計
団体種別	①都道府県	2 (50.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 <4>
	②政令指定都市	1 (50.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 <2>
	③市（②を除く）	23 (65.7)	9 (25.7)	6 (17.1)	2 (5.7)	2 (5.7)	3 (8.6)	45 <35>
	④町村	15 (65.2)	6 (26.1)	1 (4.3)	1 (4.3)	0 (0.0)	1 (4.3)	24 <23>
	⑤一部事務組合等	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 <1>
合計		42 (64.6)	18 (27.7)	9 (13.8)	3 (4.6)	2 (3.1)	4 (6.2)	78 <65>

表中（ ）は、ヒヤリハット報告活動を実施していると回答した団体数に対する割合（%）を示す。（母数）

図9：事例の活用方法（複数選択）



【質問 10 ヒヤリハット報告活動を実施してからの状況について】

(1) 効果・成果

① 都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所と判断した場合に自発的にコーン・バリケード等で安全対策を施すようになった。 危険に気づいた時に報告・協議を行うようになった。
指② 定政 都令 市	<p>必要な設備の改修・作業手順・方法の改善などが行われた。</p> <p>ヒヤリハット体験を報告し、全員で共有化するとともに、改善策を話し合うようになった。</p>
③ 市 (②を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 同様の作業において、同様のヒヤリハットがなくなり、より安全に作業を実施できるようになった。 対策を実施することで危険の芽を摘み取る結果につながり、早期の対応により安全な職場環境作りにも一役買うことができた。 <p>施設の危険箇所・作業について目が向くようになった。</p> <p>同様の事例の発生が防げている。</p> <p>公用車運転時に、ヒヤリハットの共有化により安全運転に勤めている。</p> <p>同じ失敗を繰り返さないようになった。</p> <p>作業に適した保護具の着用や作業内容手順を理解させるなどにより、成果が出た。</p> <p>作業方法の見直しにより、危険への接近頻度が減少した。</p> <p>ヒヤリハット活動の実施により、職員が安全衛生について基本的な考えを共有し、事故などの発生を未然に防いでいる。</p> <p>報告のあった事例については改善が実施され、安全に作業ができるようになった。</p> <p>情報の共有化を図ることにより、安全衛生意識が向上した。</p> <p>問題が生じないように改善した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全衛生委員会で協議し、最良の改善を図る事ができるようになった。 全職員に周知する事ができ、危険に対する意識の向上が見られる。
④ 町村	<p>対策を施した場所と似たような場所を発見した際、その場所でも対策を施すようになった。</p> <p>事故防止に役立っている。</p> <p>ヒヤリハットメモを取るようになった(常にヒヤリハットを意識するようになった。)</p> <p>不注意事故がなくなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険箇所の早期発見がなされるようになった。 職場環境の改善につながった。 安全意識が向上した。 <p>災害防止の意識の向上が図れている。</p>
合事⑤ 等務一 組部	<p>職員の危険感受性の向上に寄与している。</p>

(2) 課題・問題点

① 都道府県	個人の不注意という意識がまだ強いため、報告件数が少ない。
	小さな箇所の改善は進んだが、多くの経費を要する改善はなかなか実施できないのが実情で、皆の意欲が損なわれる心配がある。
指② 定政 都令 市	安全衛生委員会の中で行うため、時間的制約があって十分に掘り下げた議論がし難い。
③ 市 (②を除く)	平成 16 年 4 月から実施しているが、発足から 2～3 年は労働基準監督所の所長を招き、研修を行っていたが、技術職場の機構改革により、人員も減り、各課の推進委員を選出できず、ここ数年の研修は実施していない状況である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故について他の職員と共有することが難しい。 ・ 事故防止のための意識を向上させることが難しい。 ・ 改善に対する意見・提案が少ない。
	リスクアセスメントの検討をしている。
	報告の呼びかけをしているが報告件数が減少している。
	朝礼で安全衛生を毎日やってきた成果と思われる報告がない。
	ヒヤリハット報告を積極的に出す人と、出さない人との差が大きい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告が浸透しておらず、ほとんど報告が出て来ない。 ・ 職場巡視等で産業医などから改善の指摘は出ているが、予算措置が実施されないので改善できない。
	周知が徹底されておらず、重要性の認識が低い。
	事故が起こらないと問題解決しない。
	小さなことでもヒヤリハットとして報告していくことが公務災害の減少につながるの で、職員に対して報告活動に関し再認識を促す必要がある。
	予算の都合で改善措置がなかなかできない。
	物理的に改善できない箇所があり、リスクが残ってしまう。
	報告はあるが、目に見える効果が上がらない。
	同じ失敗は繰り返さないが、同じところで別の似たような失敗が起こる。
	事例等の煩雑により、報告に対するマンネリ化が見られる。
④ 町村	対策費が高額になると、対策を実行するまでに時間を要する為、その間、作業中の危険 が残ってしまう。
	予算の都合で万全の策が取れないことがある。
	安全対策等の予算措置ができない(予算不足)。
	定期的な会議が(時間上)開催できていない。

【Ⅲ ヒヤリハット報告活動以外の安全衛生活動等】

【質問1 ヒヤリハット以外の安全衛生管理活動の実施状況について（表16、図10参照）】

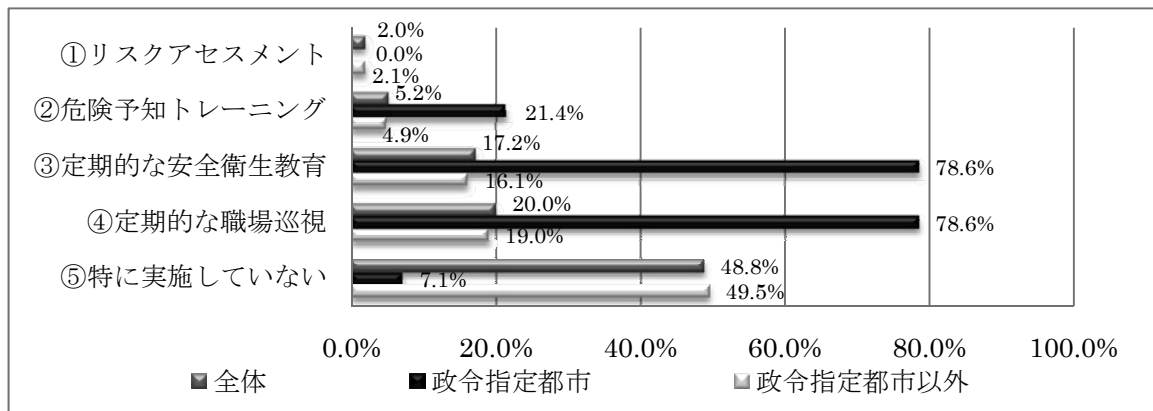
ヒヤリハット報告活動の有無にかかわらず、ヒヤリハット報告活動以外の安全衛生管理活動についても尋ねたところ（複数回答可）、「特に実施していない」とした団体が、回答した全団体の48.8%（Ⅰの質問1で、表2-1の3業務のうち少なくとも1業務以上で「直営又は一部委託」があると回答した団体（789団体）中）を占めました（表16）。ただし、団体の種別によって傾向が異なり、政令指定都市においては、「特に実施していない」団体は1団体（7.1%）だけでした（図10）。

表16：ヒヤリハット報告活動以外の安全衛生管理活動の実施状況（複数選択）
（Ⅰの質問1で、表2-1の3業務のうち少なくとも1業務以上で「直営又は一部委託」があると回答した団体）
（単位：団体数）

		① リスクアセスメントを実施している	② 危険予知トレーニング（KYT）を実施している	③ 職員に対する安全衛生教育を定期的に行っている	④ 安全衛生管理スタッフや事業場の管理監督者、職員等を含むチームによる職場巡視を定期的に行っている	⑤ 特に実施していない	合計
団体種別	① 都道府県	2 (8.7)	1 (4.3)	6 (26.1)	9 (39.1)	6 (26.1)	24 〈23〉
	② 政令指定都市	0 (0.0)	3 (21.4)	11 (78.6)	11 (78.6)	1 (7.1)	26 〈14〉
	③ 市（②を除く）	9 (2.1)	17 (4.0)	85 (20.2)	105 (25.0)	195 (46.4)	411 〈420〉
	④ 町村	5 (1.6)	20 (6.2)	31 (9.7)	30 (9.3)	180 (56.1)	266 〈321〉
	⑤ 一部事務組合等	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (27.3)	3 (27.3)	3 (27.3)	9 〈11〉
合計		16 (2.0)	41 (5.2)	136 (17.2)	158 (20.0)	385 (48.8)	736 〈789〉
うちヒヤリハット報告活動実施団体		7 (13.7)	18 (35.3)	31 (60.8)	29 (56.9)	7 (13.7)	92 〈51〉

表中（ ）は、回答団体数に対する割合（%）を示す。 （母数）

図10：ヒヤリハット報告活動以外の安全衛生管理活動の実施状況（実施している団体の割合）
（Ⅰの質問1で、表2-1の3業務のうち少なくとも1業務以上で「直営又は一部委託」があると回答した団体）



【質問2 公務災害の発生状況について（表 17 参照）】

ヒヤリハット報告活動の有無にかかわらず、平成 18 年度から平成 20 年度までの公務災害の発生状況を尋ねたところ、1,003 団体から回答があり、平成 18 年度及び平成 19 年度は 1 団体当たり毎年平均 0.09 件、平成 20 年度は平均 0.10 件の公務災害が発生していました。また、そのうちの 2 割以上が 4 日以上休業した災害でした。

表 17：公務災害発生状況

団体種別	回答 団体数		18 年度		19 年度		20 年度	
			認定件数	4 日以上 休業した 災害件数	認定件数	4 日以上 休業した 災害件数	認定件数	4 日以上 休業した 災害件数
①都道府県	35	合計件数	13	1	7	0	10	0
		平均件数	0.37	0.14	0.20	0.00	0.29	0.00
②政令指定都市	14	合計件数	47	11	36	8	41	10
		平均件数	3.62	1.10	2.57	0.73	3.15	0.91
③市（②以外）	506	合計件数	33	10	42	14	45	11
		平均件数	0.07	0.02	0.08	0.03	0.09	0.03
④町村	432	合計件数	0	0	1	0	1	1
		平均件数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
⑤一部事務組合等	16	合計件数	0	0	0	0	0	0
		平均件数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
計	1,003	合計件数	93	22	86	22	97	22
		平均件数	0.09	0.03	0.09	0.03	0.10	0.03

3 ヒヤリハット報告活動実施団体の 取組事例の紹介

3 ヒヤリハット報告活動実施団体の取組事例の紹介

ここでは、ヒヤリハット報告活動に取り組まれている団体の中から4団体（①川崎市、②名古屋市、③神戸市、④熊本市）を選出し、それぞれの取組事例（①川崎市水道局第1配水工事事務所、②名古屋市上下水道局南営業所、③神戸市水道局垂水センター、④熊本市上下水道局中部浄化センター）をご紹介します。

まず、川崎市水道局第1配水工事事務所では、労働安全衛生マネジメントシステムの一環として取り組まれています。

次に、名古屋市上下水道局南営業所では、公用車の運転及びお客さま宅への訪問業務に重点を置いて取り組まれています。

続いて、神戸市水道局垂水センターでは、請負業者と一体的に取り組まれています。

最後に、熊本市上下水道局中部浄化センターでは、リスクアセスメントと一体化して取り組まれています。

以上の4団体（事業所）は、担当する業務の内容や職場の状況に応じて、取り組み方が様々です。これらを参考に、各団体（事業所）において、それぞれの状況に即した形での積極的なヒヤリハット報告活動の実施につなげていただければ幸いです。



川崎市水道局第1配水工事事務所



名古屋市上下水道局南営業所



神戸市水道局垂水センター



熊本市上下水道局中部浄化センター

(1) 川崎市水道局第1配水工事事務所〈神奈川県〉

川崎市水道局第1配水工事事務所では、主に管轄内の送水管、配水管及び給水管（道路部分）に係る各種工事の施行・監督などの業務が行われています。配水管布設替工事等は請負業者へ発注されていますが、配水管等の漏水修理や既設管との連結等は直営で行われています。こうした中、特に現場における安全管理に重点を置いた労働安全衛生管理活動を積極的に行い、労働安全衛生マネジメントシステムの一環としてヒヤリハット報告活動が行われています。

① 労働安全衛生マネジメントシステムの導入

労働安全衛生マネジメントシステム（以下「マネジメントシステム」といいます。）の導入の契機となったのが、発注した工事の中での人身事故の発生です。請負業者が行っていた工事でしたが、通行人が掘削穴に落ちるといった事故が発生したため、工事の現場における安全管理の徹底を図る必要性を再認識し、インターネット等も利用して情報を集め、厚生労働省の指針に準じたマネジメントシステムが平成19年4月から導入されました。このシステムは、労働安全衛生に関する基本方針を策定した上で、それに基づく目標を設定し、項目ごとの年間計画（Plan）を立て、それらを実施（Do）し、その評価（Check）をし、さらに改善（Act）していくというPDCAサイクルによる取組です。

当該事務所で具体的な活動内容としては、①毎月の安全衛生委員会での月間重点取組項目の設定、②週始めや当日の作業開始前に、係ごとで現場における危険等を話し合うツールボックスミーティング、③作業ごとのチェックリストを整備した上での作業前点検、④安全管理者等による作業現場パトロールなどが行われており、ヒヤリハット報告活動もこのシステムの一環として位置づけられています。

また、マネジメントシステム導入にあたっては、作業前点検等のための各種チェックリストの整備などが必要でしたが、その中で特に力を入れられたのは、職員に対する説明で、マネジメントシステムの解説用スライドを利用して、職員全員に対してマネジメントシステムとは何であるか、なぜ導入するのかを説明し理解を図られました。

② 安全衛生委員会

当該事務所の安全衛生委員会は毎月定期的に開催されています。時間は長時間にならないよう、20ないしは30分程度で行われていますが、その中で、毎月、安全衛生に関して重点的に取り組む項目を決め、前月の反省も行われています。こうした中、ヒヤリハット報告活動についても安全衛生委員会で審議されます。

③ ヒヤリハット報告活動の経緯と目的

ヒヤリハット報告活動はマネジメントシステム導入以前から実施されていましたが、それまでは制度があるだけで報告件数は無いといった状況で、実際に報告活動が動き

始めたのは、マネジメントシステムに組み込んでからとのことでした。

ただし、実際のところ、職員が施設、工具又は作業手順の不具合により危険な目に遭ったならば、ヒヤリハット報告として上がってくる前に改善要求という形ですぐに出て来るといわれ、また、物的な被害があれば、無傷であってもヒヤリハット報告ではなく事故報告として上げなければならないこととしていることから、ヒヤリハット報告の対象となる範囲は狭く、現状では、請負業者が危うく事故を起こしそうになったのを見ていて報告したものなどが多くを占めているとのことでした。

そうした中でヒヤリハット報告活動をマネジメントシステムに組み込んでいる目的の一つは、報告の中に類似の事例が多く見られれば、それにより作業手順に無理な部分があることなどが分かってくるという点です。現在のところ、まだそのようなケースは無いとのことですが、そのためには、職員が決められた作業手順に反する行動をして失敗した事例などを隠すことなく報告してもらうことが必要で、職員の安全意識をさらに高めていけばこうした成果につながると期待されています。

④ ヒヤリハット報告活動の内容（報告から対応まで）

係内ミーティングで当事者から係員に報告し、まずは係全員で原因と対策について協議されます。その後、係長が報告書を作成して安全衛生委員会に報告し、安全衛生委員会で対応策等の審議が行われます。なお、係内ミーティングでは、係長が職員から聞き取りをして、できるだけ多くのヒヤリハット報告を集めるようにされています。

職員への周知は、係ごとのミーティングの場で安全衛生委員会出席者から職員に伝えられます。ただし、重要な指示事項があれば所長から直接全職員に伝えるなど、伝え方は事例の内容に応じて決められます。こうしたことを通じて、情報の共有化を図り、職員一人ひとりの危険感受性の向上に役立てられています。

⑤ ヒヤリハット報告活動を行う上でのポイントと考えること

マネジメントシステムの一環としてヒヤリハット報告活動を行っているからこそ活動として成り立っているのであり、ヒヤリハットだけを単独で行っても上手く機能しないものと考えているとのことでした。これは、当該事務所においては、マネジメントシステム導入に当たって全職員を対象にその目的や趣旨などの研修を行い、さらに導入後において作業前点検やツールボックスミーティングなどに重点を置いて取り組んでいるからこそ、職員の中にヒヤリハット事例を報告しようという意識が生まれていると実感されているとのことでした。ただ、実際のところ、ヒヤリハット報告が多く出て来るようになったのは、係内ミーティングの際に係長からの聞き取り調査を行うようにしてからとのこと、今後は聞き取りを行わなくとも自主的に報告されるというところまで職員の安全意識をさらに高めていきたいと考えられています。

なお、マネジメントシステムは当該事務所単独で行われているものですが、川崎市水道局内の全3箇所の配水工事事務所でワーキンググループを作り、共通の点検票を作成するなどの活動を行い、局全体としての安全性を高める取組も行われています。

(2) 名古屋市上下水道局南営業所〈愛知県〉

名古屋市上下水道局南営業所では、営業係と工事係の二つの係で組織され、主に、前者では水道料金・下水道使用料等の徴収などの業務を、後者では給水装置・排水設備工事の設計審査、水道メータ取替、屋内漏水修繕及び給水装置工事・下水道取付管の接続工事の監督などの業務が行われています。こうした中、ここでの業務は、両係ともお客さま宅を訪問しての業務が多く、運転頻度が非常に高い公用車による事故が以前から多く発生しています。また、それぞれに環境が異なるお客さま宅への訪問の際に、構造物や飼い犬等による災害も少なからず発生しています。

このような状況を踏まえ、公用車の運転及びお客さま宅への訪問業務に重点を置いた労働安全衛生管理活動に取り組まれています。具体的には、①週始めに役職者（所長、係長等）から、公私にわたる車の運転や訪問業務等に係る安全管理についての朝礼発令、②当営業所以外で発生した上下水道局内の事故事例について、6～7名程度の少人数で実施している「安全グループミーティング」における原因・対策の検討、③現場出勤前の現場リーダー（工務長）による事前の安全確認、④毎月1回、安全衛生委員会のメンバーによるチェックリストを基にした巡視活動（現場を含む）、⑤公用車の運転に係る管轄圏内の交通危険箇所を地図上に落とし込んだ交通危険マップの作成などが行われており、ヒヤリハット報告活動もそのうちのひとつとして行われています。

① ヒヤリハット報告活動を実施するきっかけ

事故・災害の防止（再発防止）を図り、職員の危険感受性を高め、職場の安全衛生管理活動を活発化させる目的で、安全衛生委員会で審議され、実施が決定されました。

② 報告から対応までの流れ

当事者から各自の直属の係長等（＝安全衛生委員会の委員）に口頭で報告した上で、その係長等が安全衛生委員会の場で報告し、そこで対応策等の協議が行われます。

③ 事例の活用方法

安全衛生委員会による対応策等の協議結果を、月1回の安全集会の場や、迅速性を要するものと判断される場合においては、随時、朝礼の場などで、所長から全職員に対して報告することで、情報の共有化を迅速に図り、同様事例の再発防止とともに、職員の危険感受性を高めることに役立てられています。また、事例から得た危険・有害要因の情報を、前述の交通危険マップの補足・修正や、上部組織（営業部）で作成する訪問業務に係る手順書（未納督促に関する業務マニュアル等）の補足・修正にも役立てられています。

④ ヒヤリハット報告活動の活発化のための取組

少しでも多くの事例報告を得るため、職員が気軽に「ヒヤリハット事例があれば、危険度の大小を問わず、誰でもすぐに知らせる」ことが可能になるよう、報告に当たっては、あえて様式を定めず、口頭での報告を基本とし、それを係長等が聞き取るという形で行われています。

また、この活動は、個人を責めるためのものではなく、貴重な体験を全職員の共有の財産とするために行うものであるという目的を周知することで、報告することによって報告者が不利益を受けないことを徹底されています。

⑤ ヒヤリハット報告活動を実施してからの状況

ア 効果・成果

少しずつではあるものの、職員一人ひとりが同じ失敗を繰り返さないように努めるようになり、「仕事を安全に遂行すること」に対する責任と自覚が出てきたように感じられています。

イ 問題点・課題

事例の多くがお客さま宅内で発生したものであり、危険・有害要因の抜本的な改善が難しく、目に見える改善が行えないものが多いという状況の中、いかに報告意欲の低下や、マンネリ化を防ぐかということが課題と考えられています。

⑥ ヒヤリハット報告活動の行う上でのポイントと考えること

前述のとおり、気軽に「誰でもすぐに知らせる」ことが可能となるような雰囲気作りをし、それにより多くの報告を集めた上で、できるだけ迅速に対応を協議し、その結果を周知していくという仕組みを構築すること、また、職員の安全意識を高めることや、マンネリ化を防ぐためにも、自分の報告により何らかの改善等が行われたと報告者が感じられるような工夫を行うことが大切と考えているとのことです。

(3) 神戸市水道局垂水センター〈兵庫県〉

神戸市水道局垂水センターでは、主に管轄内の配水管又は給水管（道路部分）に係る各種工事の施工・監督などの業務が行われています。ここでの工事は、その大部分が業者への発注によるものであることから、工事に関する業務においては、市の職員は工事の監督業務を主に行われています。こうした中、平成19年度に発生した市の発注工事における交通誘導員の事故が契機となり、工事の監督者の立場から、工事の適正な遂行を確保するため、工事現場の安全管理の徹底が大変重要であると改めて認識し、市の職員、工事請負業者及び協力業者で構成する「工事安全連絡会議」で、工事現場における安全管理に関する取組が積極的に行われています。ここでは、①専門家や市職員による安全講話や安全衛生に関するトピック紹介などの教育・啓発活動、②各現場での安全対策に関する意見交換による情報共有化活動、③現場への安全パトロールによる巡視活動などが行われており、ヒヤリハット報告活動もこの取組の中の②情報共有化活動の一つとして行われています。

① ヒヤリハット報告活動を実施するきっかけ

事故・災害の防止を目的として、平成19年度から実施されています。ただし、実際に報告活動が活発化したのは、前述の事故が契機となった平成20年度からとのことです。

② 報告から対応までの流れ

当事者から各自が所属する先の担当者に報告した上で、その担当者が工事安全連絡会議の場で報告し、そこで対応策等の協議が行われます。

③ 事例の活用方法

工事安全連絡会議による対応策等の協議結果を、議事録等を基に担当者から各所属の中で周知することで、情報の共有化を図り、職員や各業者の危険感受性の向上や教育訓練の材料に役立てられています。

また、今後は、当会議において、リスクアセスメントを行うことなども検討していきたいと考えており、それによっては事例の活用方法も広がってくるものと思われるとのことです。

④ ヒヤリハット報告活動の活発化のための取組

業者と一体的な活動を行う上では、事例報告が自らの安全管理上の欠陥を自己申告することと捉えられ、それが積極的な活動の妨げとなることを避ける必要があるため、報告のみをもって入札に関する評価に影響を及ぼさないことなどを伝えるとともに、報告された事例を対外的に提供するときには必ず業者名を伏せるなど、報告することによって報告者が不利益を受けないことを徹底されています。

⑤ ヒヤリハット報告活動を実施してからの状況

ア 効果・成果

他のヒヤリハット事例を聞いたり、それについての対策を協議することを通じて、職員を始め各業者の安全に対する意識が向上しており、これが事故・災害の防止に役立っていると感じられています。

イ 問題点・課題

ヒヤリハット報告活動を含む安全衛生管理活動全般について、今後も継続して活発な活動を続けていくために、いかに会議のマナー化を防ぐかということが課題と考えられています。

⑥ ヒヤリハット報告活動の行う上でのポイントと考えること

特に業者と一体的な活動を行う上では、ヒヤリハット事例についての対策協議等の場において、市側から一方的な提言を行うのではなく、業者の側からも忌憚なく積極的に意見が出せるような全員参加型で行うことが大切で、それにより安全管理の対策について自らの頭で考えるようになり、これが安全意識や危険感受性の向上につながることから、ヒヤリハット報告活動も活発化して行くものと考えているとのこと。

(4) 熊本市上下水道局中部浄化センター〈熊本県〉

熊本市上下水道局中部浄化センターでは、下水処理場及び管轄内のポンプ場の管理運営業務が行われています。ここでの業務は、各設備の運転など、その大部分が職員による直営で行われており、また、昭和43年から稼動している施設全体の老朽化もあって、職員が災害に遭遇する危険性が比較的高い状況にあるとの認識から、職場の労働安全衛生管理活動に積極的に取り組まれています。特にその契機となったのが、平成19年に職員3人が負傷した施設内でのガス爆発事故の発生でした。これに伴い、労働基準監督署の指導の下、計画的な労働安全衛生管理活動に取り組むようになり、毎年、年間の安全衛生計画を立て、それに基づいて各種の取組が行われています。具体的には、①毎月1回の安全衛生委員会の開催（※職員数31名のため法的な義務付けは無し）、②安全衛生委員会の委員による隔月の安全パトロール（処理場及びポンプ場の職場巡視）、③計画的な安全衛生教育（職場内では、転入者に対する安全衛生研修、酸欠防止等の研修、トラッククレーンの安全講習など、職場外では、熊本県労働基準協会等が主催する酸欠等各種技能講習や特別教育の受講など）、④リスクアセスメント、⑤作業前のツールボックスミーティング（危険予知活動を含む）、⑥作業手順書の作成—などが行われています。その中でヒヤリハット報告活動は、④リスクアセスメントを行う上での危険・有害要因の把握のための手段としてリスクアセスメントと一体化して行われています。

① ヒヤリハット報告活動を実施するきっかけ

事故・災害の防止（再発防止）を図り、職員の危険感受性を高める目的で、安全衛生委員会で審議され、実施が決定されました。

ただし、活動が開始された平成16年度から当分の間の活動状況はあまり活発とは言えず、実際に活発化したのは、平成20年度にリスクアセスメントと一体化して行うようになってからとのことです。

② 報告から対応までの流れ

当事者から、職場内に設置しているヒヤリボックスに投函（基本様式はあるものの、様式不問で無記名でも可）又は各自の直属の係長等（＝安全衛生委員会の委員）に口頭で報告され、前者の場合はボックスを確認した安全衛生委員のいずれかが、後者の場合はその係長等が安全衛生委員会の場で報告します。それを受けて、委員による現場確認の後、その事例の中に含まれる危険・有害要因の洗い出しを行った上で、委員全員により、①重傷度、②頻度、③可能性を数値化したリスクの見積りが行われ、その集計結果（委員の平均値）からリスクレベルが算出されます。その後、レベルの高さに応じたリスク低減措置が協議され、出来るところから順次速やかに措置が取られます。

③ 事例の活用方法

前述のとおり、事例の中から危険・有害要因を洗い出し、リスクアセスメントを行うことで、合理的かつ計画的な職場の災害防止対策に活用されています。

また、報告事例の内容や、それに係るリスク低減措置について、安全衛生委員会における協議結果を掲載した議事録や報告書を全職員に回覧することで、情報の共有化を図り、職員の危険感受性を高めることに役立てられています。

④ ヒヤリハット報告活動の活発化のための取組

活動を活発化させるためには、報告することによって報告者が不利益を受けないことを徹底する必要があるとの考えから、少しでも報告しやすいように、様式不問で無記名でも可とし、さらに職場内にヒヤリボックスを設けて、いつでも投函できるような仕組みにされています。また、報告された事例を周知するときのみならず、安全衛生委員会内で協議する際にも必ず職員名は伏せるようにされています。

また、報告に対しては、リスクアセスメントの取組につなげることにより、必ず何らかの対応をとることを制度化されており（完全なリスク解消措置の実施は困難であっても、何らかの低減措置を検討し、できるところから速やかに実施するとともに、その検討結果を周知している。）、このことが職員の報告意欲の低下を防止することにも役立っています。

⑤ ヒヤリハット報告活動を実施してからの状況

ア 効果・成果

報告事例から洗い出された危険・有害要因に対して、安全衛生委員会の場で協議し、最良の改善を図ることが出来るようになり、また、報告事例を全職員に対して周知することで、危険に対する意識の向上が見られるようになったとのことです。

イ 問題点・課題

予算の都合から、顕在化した危険・有害要因を抜本的に解消することが難しく、あまり多くの費用を必要としない範囲内での低減措置（次善の策）に止まる状況にあり、残留リスクがいつまでも残ったままになってしまうということが問題点と考えられています。

⑥ ヒヤリハット報告活動の行う上でのポイントと考えること

前述のとおり、報告することによって報告者が不利益を受けないことを徹底し、職員が報告しやすいような仕組みを作ることと、報告された事例については、単に情報共有化に止まらず、そこから危険・有害要因を洗い出した上で、リスクアセスメント等により、合理的かつ計画的な職場の災害防止対策に活用していくことが大切と考えているとのことです。

4 ヒヤリハット報告書の様式の紹介

4 ヒヤリハット報告書の様式の紹介

各団体で取り組まれているヒヤリハット報告活動において使用されている報告書の様式を紹介します。

ただし、これから報告活動の実施を検討される団体や、報告書の様式を見直される団体などにおかれましては、それぞれの団体や職場ごとに環境や必要な要件、取り組み状況も異なりますので、ここで紹介する様式は、あくまでも参考としていただき、そのまま利用するのではなく、各団体や職場の状況に即した様式に見直してください。

- 様式①～③ : 水道事業で使用されている様式
- 様式④～⑧ : 下水道事業で使用されている様式

ヒヤリ・ハット報告

(所属)	(氏名)		
いつ			
どこで		どうして	
		いた時	
ヒヤリとした時のあらまし			

2-1

2-2

2-3

3

(このような問題があった)

作業環境に問題が

機械設備に問題が

作業方法に問題が

あなた自身に問題が

4-1

こうして欲しい

5-1

発生状況略図

3-1(心身分析)

1 よく見(聞)えなかった
 2 気が付かなかった
 3 忘れていた

3-2

4 知らなかった
 5 深く考えなかった
 6 大丈夫だと思った

3-3

7 あわてていた
 8 不愉快なことがあった
 9 疲れていた

3-4

10 無意識に手が動いた
 11 やりにくかった
 (むずかしかった)
 12 からだのバランスを崩した

該当する項目があったら○をつけてください

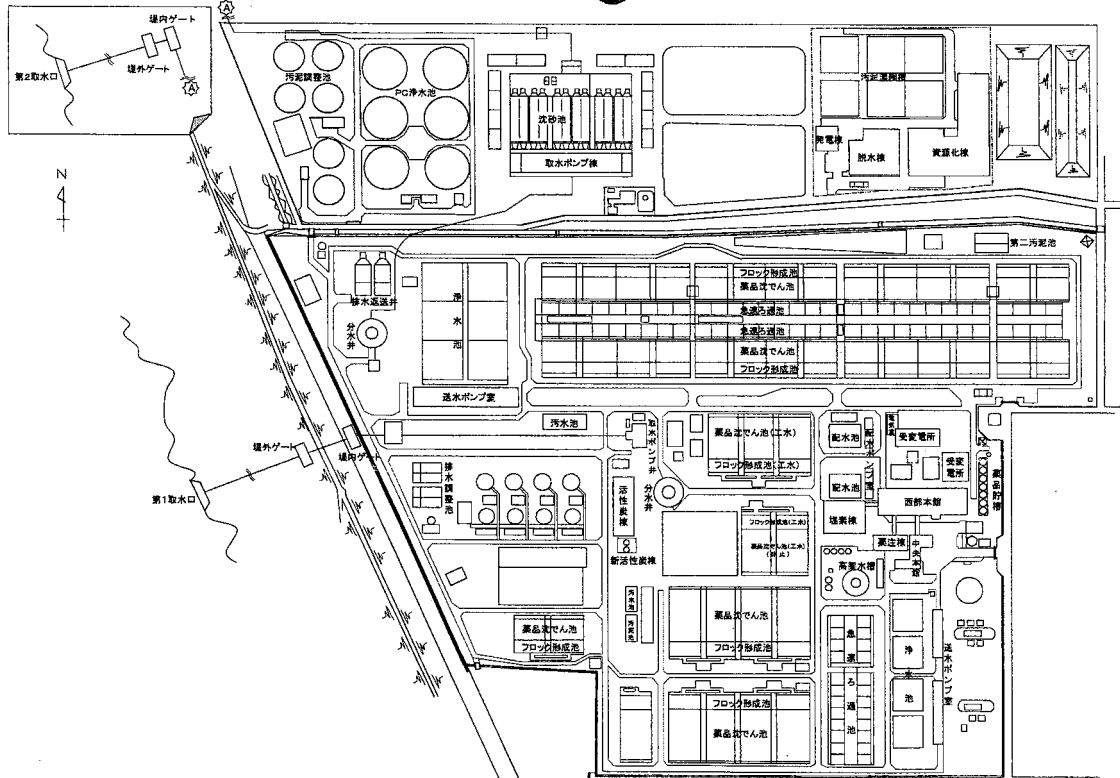
※ 欄 2 - 1 以降の項目は書ける範囲で記入してください。

危険性または有害性特定票

発見日	平成 年 月 日	発見者	担当 氏名	
対象箇所		対象作業	点検・作業・（ ）	

危険性又は有害性と発生のおそれのある災害（なるべく具体的に）	
想定作業内容（何をしてる時に）	想定被害状況（どうなったか）
被害に遭う可能性がある人	妥当な負傷の大きさ
職員・作業員・（ ）	死亡・重傷・中程度・軽傷
問題点（なぜ災害が発生したか）	対応策（どう改善すればよいか）

※危険箇所を赤丸で明記してください ●



ヒヤリハット提言

発生場所 (どこで)	
発生時間 (いつ)	
概要 (何かあったか)	
<p>※原因・対策は安全衛生委員会の中で記入します。 検討結果は、みなさんへ情報共有化のため報告します。</p>	
原因	
対策 (どうしたら よいか)	

ヒヤリハット報告書

所属	職員コード	氏名
いつ		
平成	年	月
天候	晴	曇
日	(曜日)
AM	PM	時
分	頃	頃
雨・雪・その他()		
どこで		
どうしていた時		
どうなった・どのような危険を感じた		
どのような改善が必要か		

該 当 す る 欄 に ○ を	要因	人的	不安全、不衛生な行動
	分析	物的	不安全、不衛生な状態
	分析	管理的	安全・衛生管理上の欠陥
	重要	A	災害・事故のリスクが高く、即改善を要するもの
	度判	B	放置すると災害・事故に結びつき、計画的に改善を要するもの
	定	C	上記以外のもので、適宜実施するもの
	定	D	周知程度でよいもの
市役所全体又は他課関連情報の場合、この欄にも○を記入する			

重要度判定 (所属長)	A	B	C	D
-------------	---	---	---	---

職場での検討結果、対策等

安全衛生委員からの意見等

ヒヤリ・ハット報告書

所属 _____ 氏名 _____

【概要】

日	時	平成	年	月	日 (曜日)	午前・午後	時	分頃
場	所				何をしていた時			
ヒヤリとした時のあらまし								

※「日時」を正確に記入できない場合は、概ねの時期・時間帯などを記入

【原因】

環境に問題があった	設備・機器等に問題があった	作業方法に問題があった	自分自身に問題があった

こうしてほしい (改善)

私はこうしたい (教訓・対策)

※該当する事項に○をつける

- | | |
|----|-------------------|
| 1 | よく見 (聞) えなかった |
| 2 | 気がつかなかった |
| 3 | 忘れていた |
| 4 | 知らなかった |
| 5 | 深く考えなかった |
| 6 | 大丈夫だと思った |
| 7 | あわてていた |
| 8 | 不愉快なことがあった |
| 9 | 疲れていた |
| 10 | 無意識に手が動いた |
| 11 | やりにくかった (むずかしかった) |
| 12 | 体のバランスをくずした |

※裏面「ヒヤリ・ハット活動について」

様式⑦

安全管理者	課長

職場安全衛生改善のための
ヒヤリハット報告書

記入日 平成 年 月 日

所 属 又は施設名		
対象者氏名	(報告者と同じ場合は記入不要)	
発生日時		
発生場所		
状 況	(何をしているとき)	
結 果	(どうなった)	
思いつく原因	1 確認不足 2 連絡ミス 3 工具機器の代用 4 姿勢が悪い 5 作業の服等装が不適切 6 慣れ、無意識作業 7 環境が悪い 8 設備が悪い	9 その他(左に選択肢がない場合、また環境・設備が悪い当てはまる場合、具体的対策を記載すること)
具体的対策		
イラスト欄 (必要に応じて記入してください)		
※事務局 処理記入欄		

※ この報告書は災害を未然に防ぐことを目的としています。小さなヒヤリハットを見逃さず報告してください。

様式⑧

ヒヤリハット報告書

普段仕事をしながら「ヒヤリ」としたり「ハット」したり「気になること」があったら、どんな小さなことでも結構です。報告をお願いします。あなたの気付いたことが職場のみなさんの安全につながります。

いつ	平成 年 月 日() 午前・午後 時 分頃
どこで	
こんな作業・動作を していたときに、 ヒヤリ・ハットした	

考えられる原因は何だと思えますか(該当する番号に○をつけてください)

1 作業環境	4 作業者
問題点:	1 よく見えなかった
	2 よく聞こえなかった
	3 気がつかなかった
	4 忘れていた
2 作業方法	5 知らなかった
問題点:	6 大丈夫だと思った
	7 深く考えなかった
	8 考えごとをしていた
	9 あわてていた
3 設備・機器	10 不愉快なことがあった
問題点:	11 無意識に手などが動いた
	12 難しかった
	13 からだのバランスをくずした
	14 その他()

私 の 意 見 、 希 望		委 員 会 で 決 め た	

* 掲示板下の報告書投入箱に入れてください。

5 ヒヤリハット事例の活かし方

5 ヒヤリハット事例の活かし方

(1) なぜヒヤリハットか

ヒヤリハット報告活動とは、運が悪ければ怪我をしていたかもしれなかった事故や不
安全な状態や不安全な行動（ヒヤリとしたりハットしたこと）を皆に教え、同じような
ことが起こらないように知恵を出し合い、対策を行う活動です。しかし、実際に被害の
あった公務災害に対する対策さえ行わないところでヒヤリハット事例の報告を求めても
意味のないことから分かるように、ヒヤリハット報告活動を単独で行うのではなく、
他の安全管理活動と組み合わせて、その一環として行うことが効果的であると考えられ
ます。これは、例えば職場巡視や安全点検などにより、職場に潜む“災害の芽”を発掘
し対策を進めていくわけですが、これらの活動では発見できなかったもの、特に「不安
全な行動」（うっかりミスや作業標準不遵守）を洗い出す目的でヒヤリハット報告活動
を行うことなどです。また、ヒヤリハット報告活動は職員の意識の高さに負うところが
大きいので、何を目的に実施し、なぜ必要なのかをはっきりと伝えることが、活動
を成功させるために必要なのではないのでしょうか。今回の調査結果も踏まえて、以
下にヒヤリハット事例の活かし方、ヒヤリハット報告活動の行い方について当研究会
の考えを述べます。

(2) 「不安全な状態」と「不安全な行動」

災害は「不安全な状態」や「不安全な行動」によって起こるので、これらを取り除く
ことが災害防止対策の基本であると言われています。

厚生労働省では、事故発生の要因を「不安全な状態」と「不安全な行動」に分けて整
理しています。それによれば、「不安全な状態」とは、言わば物に関する要素で、機械自
体が欠陥製品であったため事故が起こったような場合が典型例ですが、作業方法の欠陥
や、保護具や服装を指定していないことなども含みます。「不安全な行動」とは、事故
を起こす元となる作業者の行動です。安全装置を無効にする、ルールを守らないこと
などが例として挙げられます。

こうした不安全な状態の除去とは、物（機械・設備）自体の欠陥や防護措置・保護具
の欠陥等を除去することなどです。

一方、不安全な行動の除去については、人間が不安全な行動をとる場合として3つに
分けて考えてみます。1つは安全な行動をするために必要な知識・技能が欠如又は不足
している場合です。もう1つはいわゆる「うっかりミス」で、行うべきことを忘れてし
まったり、考えていることと別の行動をしてしまう場合です。3つめは、不安全な行動
であると分かっているながら行動してしまう場合です。最初の場合についての対策は、作
業に就く前に十分な知識とそれを実施できる技能を習得させるということです。後の2
つについては、作業者がミスを犯さないように注意することは重要ですが、これを個々
人の心掛けの問題だけにしてはいけません。人間は間違いを起こしやすいもの、人間の
感覚は本来不完全なものとの前提で、災害につながる不安全な行動をなくすような取組

が必要です。そのためには、事故の直接的な原因だけでなく、なぜ不安全な行動をとったのかの原因を分析し、物の面と人の面にわたって総合的に対策を講じることが重要となります。

(3) 災害事例に学ぶ

災害防止の基本は、労働安全衛生法を遵守することは当然として、過去の災害の事例に学ぶことだと言われています。そこで、災害が起こった場合には、同種災害を二度と繰り返さないように、災害調査を行い、災害の原因を明らかにして、これをさらに分析、検討して適切な対策を立てる必要があります。

なお、公務災害が発生しないということはそれ自体好ましいことですが、災害が発生しないからといって、不安全な状態や不安全な行動がないとは限りません。むしろどこかに潜んでいることが普通であると考えた方が良いでしょう。そのため、他の職場での公務災害に学ぶことや、ヒヤリハット事例に学ぶことが必要になるのです。

(4) ヒヤリハット事例への対応の検討

ヒヤリハット事例に対する対策の検討も、公務災害事例の検討と同様に行うべきでしょう。災害調査で重要なのは、まず事実をできるだけ集めることです。そのうえで原因と対策を検討しますが、災害は複数の原因が複雑に絡み合って発生することが多いので、不安全な状態や不安全な行動の直接的な原因1つだけを見つけて良しとするのではなく、考えられる原因すべてを検討し、さらに背後にある基本的な原因を分析して対策を考えることが必要です。先にも述べたように、人間は間違いを起こしやすいものと考え、「だれだれの不注意による」ということだけで済ませないことが重要です。

防止対策の検討は安全委員会（又は安全衛生委員会）の議題とすると良いでしょう。対策には、例えば次のようなことが考えられます。

- ① 設備、機械の改善
- ② 作業方法の改善（作業手順書の改訂）
- ③ 保護具装着の義務化（保護具の購入）
- ④ 指差し呼称を義務付けミスが減らす
- ⑤ 目立つ色でのペイントやトラテープを貼っての注意喚起
- ⑥ 要注意箇所での張り紙等の掲示による注意喚起
- ⑦ 口頭での注意喚起（通常は防止対策には含めませんが、何もしないよりは良いでしょう）

災害防止対策は、まず危険作業の廃止・変更、危険性や有害性の低い材料への代替、安全な方法への変更等、又はガード、インターロック若しくは安全装置等の工学的対策を優先すべきです。しかし、これらの改善には技術的な面やコスト面などからすぐに改善することが難しいことがよくあります。その場合には、次善の策として作業マニュアルの整備、教育訓練、保護具の着用等を考える必要があります。ただし、次善の策で一件落着とせず、計画的に本質安全化を目指します。

(5) 優先順位付けとリスクアセスメント

ヒヤリハット報告活動は、報告件数を多く集めることが目的ではありませんが、些細な事例も挙げてもらうことによって、見過ごしてはならないヒヤリハットも報告されるようになります。したがって、時間をかけて原因や対策を検討するまでもなく、職員に対して注意を喚起するだけでよいものが圧倒的に多いのが普通です。しかし、すべてを「注意喚起」だけで済ませてしまうのでは、ヒヤリハット報告活動を行っている意味がないし、報告自体も行われなくなってしまいます。

そこで、対策を検討すべき重要性によりランク分けして、重要性の高いものから優先的に検討していくような仕組みにする必要があります。その時に役立つのが、重要度を判定するリスクアセスメント手法で、これは、事故発生の可能性と、事故が起こった場合の被害の大きさから対策の優先順位を数値化（又はランク付け）しようというものです（※資料編「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」リーフレット（厚生労働省等）参照）。報告者が自ら「どうせ緊急性が低いから」と判断して報告しないようになってしまうと、重要なヒヤリハット事例が見逃されてしまいます。そうならないためにも、報告者が自分の報告が無視された、又はおざなりに取り扱われたと思わないような仕組みが必要です。

また、集計をして同種のヒヤリハット事例が多く集まるときは、災害発生の可能性が高いものとして注目すべきでしょう。

(6) ヒヤリハット報告活動以外の安全管理活動

ここで、ヒヤリハット報告活動以外の主な安全活動を挙げます。

① 労働安全衛生管理体制の整備

体制整備自体は安全活動とは言えませんが、労働安全衛生法及び省令で、次のとおり義務付けられています。

	常時50人以上の労働者を使用する事業場	常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場
すべての業種の事業場 （地方公共団体を含む）	衛生管理者の選任 産業医の選任 衛生委員会の設置及び開催 （月1回以上）	衛生推進者の選任
水道業の事業場 （下水道事業も水道業に含む）	安全管理者の選任 安全委員会の設置及び開催 （月1回以上。なお、安全衛生委員会を置くこともできる） 作業主任者の選任 （ガス溶接作業主任者、酸素欠乏危険作業主任者等、作業内容に応じて）	安全衛生推進者の選任 （衛生推進者は不要） 作業主任者の選任（同左）

② 職場巡視

安全管理者、衛生管理者及び産業医は、作業場等を巡視し、安全管理者は、「設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない」、衛生管理者及び産業医は、「設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない」とされています。なお、衛生管理者は毎週1回以上、産業医は毎月1回以上の職場巡視を行うこととされています。

③ 安全教育

雇入れ時教育や作業内容変更時教育、危険有害業務に係る特別教育等が義務付けられています。

④ リスクアセスメント

設備、原材料等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性を調査し、その結果に基づいてこれを除去、低減する措置を講ずることです。設備若しくは原材料等又は作業方法若しくは作業手順を新規に採用し、又は変更するときの努力義務とされています。

⑤ 安全点検

災害を未然に防ぐために機械設備や作業環境などを安全上の見地から点検し、危険要因を見つけ、排除することを目的として行うものです。ボイラーや移動式クレーン等、定期自主点検が義務付けられているものもあります。

⑥ 4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）

不要な物が作業空間を占領し、乱雑に物が置かれていたりすると、接触や落下などにより災害に結び付くこともありますし、余分な動作を必要としてミスにもつながるので、特に整理・整頓が重要です。

⑦ 危険予知訓練（KYT）

イラストシートを用いたり現場で作業設備や環境を見たりしながら、作業の中に潜む危険要因とその引き起こす現象について少人数グループで話し合い解決する訓練で、危険への感受性を高めるために行います。現場での作業前のミーティングで行ったりします。

⑧ 作業標準の設定

作業標準とは、作業の安全を確保するための作業の手順や基準などを定めたもので、良い作業を標準化（ルール化）したものとと言えます。作業についての安全な良い道筋を明らかにし、作業者がそれを守ることにより安全が確保されるよう、作業ごとに使

用する機械・工具、保護具、作業手順、安全上の急所などを記載します。

(7) PDCAサイクルとヒヤリハット

自主的な安全衛生管理を行うために、「計画（PLAN）→実施（DO）→評価（CHECK）→改善（ACT）」のサイクル（PDCAサイクル）を回しながら、計画的かつ継続的に安全衛生水準の向上を図っていく手法が推奨されています。先に述べた個々の安全管理活動をすべてこのサイクルに取り込み、文書化・システム化し、さらに活動を定期的に点検・評価して改善していこうとするものです。

PDCAサイクルを導入するには、まずは職場や仕事の問題点（不安全な状態や不安全な行動）を洗い出すこと（「C」）から入ることが効果的といわれています。ヒヤリハット報告活動は、主にこの問題点の洗い出しのための活動と位置付けることができます。問題点の洗い出しとしてまず大切なのが、先に述べた過去の災害事例の分析です。しかし、過去まで遡っても、被害のあった災害事例は、数が多いものではありません。また、職場巡視や安全点検は、問題点の洗い出しのための重要な活動ですが、不安全な状態の発見と比べて、不安全な行動の発見は難しいものです。なぜならば、巡視者が見ている前では、人は作業標準に反した行動はしないものだからです。そこで、不安全な行動を洗い出すために色々な手段をとろうとするときに、ヒヤリハット報告が有効な活動の1つとなります。また、不安全な行動の原因を探っていくことで、例えば作業標準に無理があることなどが分かるかもしれません。即ち、ヒヤリハット報告活動は、それ単独ではなく、不安全な行動、不安全な状態の発見のためのいくつもの手段の一つとして捉えることで、より有効になると考えられます。

(8) 今回の調査結果から

この調査は、ヒヤリハット報告活動の実施状況を調査するものですが、ヒヤリハット報告活動以外の安全衛生管理活動の実施状況についても質問しました。その結果、安全衛生管理活動としては、「特に何もしていない」という団体が多数を占めました。しかし、労働安全衛生法では、常時50人以上の労働者を使用する事業所は安全管理者等を、10以上50人未満の事業所は安全衛生推進者等を選任し、組織的に安全衛生管理活動を推進することが求められています。こうした中、水道事業及び下水道事業に係る事業所のほとんどは10人以上の職場に該当するのではないのでしょうか。したがって、安全管理者等又は安全衛生推進者等のリーダーシップのもと、職場に存在する危険性、有害性、有害環境などの安全衛生上の問題を見付け出し、災害のない明るい職場作りを目指す活動を積極的に行うことが求められます。

また、ヒヤリハット報告活動についても、行っている団体が少数で、さらに報告された事例の数を質問したところ、報告件数の少ない団体が多数を占めました。しかし、水道事業及び下水道事業においては、墜落や溺れによる公務上の死亡災害も発生しています。その他にも酸素欠乏や高圧電流など死亡事故に結びつく危険要因もあり、重大災害に結び付くヒヤリハット事例がまだまだ隠れている可能性があります。

以上のことから、当研究会としても、まずは法や省令で定められた活動を確実にを行い、起きてしまった公務災害の再発防止対策をしっかりと行うべきだと考えます。そのうえで、事業者としての目的を定めてヒヤリハット報告活動を行うならば、極めて有効であると考えます。

なお、今回の調査で、多くの団体が問題点として報告件数が少ないことを挙げていました。また、報告件数に対する質問に対しても、多くの団体が少数にとどまっています。報告件数を多くすることが活動の目的ではありませんが、多くの報告が集まってこそ、その中から重要な改善事項を見つけることができるのではないのでしょうか。

(9) ヒヤリハット報告活動の活性化のために

ヒヤリハット報告は、多くの場合は自らの失敗を報告することであるため、できれば報告せずに済ませてしまいたいと考えがちです。多くの報告が集まり、それらを有効な対策につなげるために、こうすれば良いという正解はありませんが、先に述べたことの繰り返しも含めて、次の点を挙げます。

- ① 職場の安全管理者等が、すべての職員に対し、ヒヤリハット報告活動の必要性和意識付けに関し、熱意と関心を持って働きかける。
- ② 事例に対する対策を行うときは、できるだけ「職員に対して注意喚起した」だけで済ませず、根本にある原因を探る。
- ③ リスクを見積もり、優先順位をつけて原因や対策を検討する。
- ④ 対策として、根本的な解決が難しいときは、継続課題として年数を掛け、徐々にリスクを減らしていく努力をする。

6 資料編

〔「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」リーフレット〕
〔（厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署）〕

リスクアセスメントをやってみよう

危険性又は有害性等の 調査等に関する指針

生産工程の多様化・複雑化が進展するとともに、新たな機械設備・化学物質が導入されるなど、労働災害の原因が多様化し、その把握が困難となっています。

このため、法令に規定される最低基準としての災害防止対策を遵守するだけでなく、自主的に個々の事業場の危険性又は有害性等の調査を実施し、その結果に基づいて適切な労働災害防止対策を講じることが求められています。

本指針は、労働安全衛生法第28条の2に基づいて、各事業場においてこれらの措置が適切に実施されるよう、その基本的考え方及び実施事項を定めたものです。

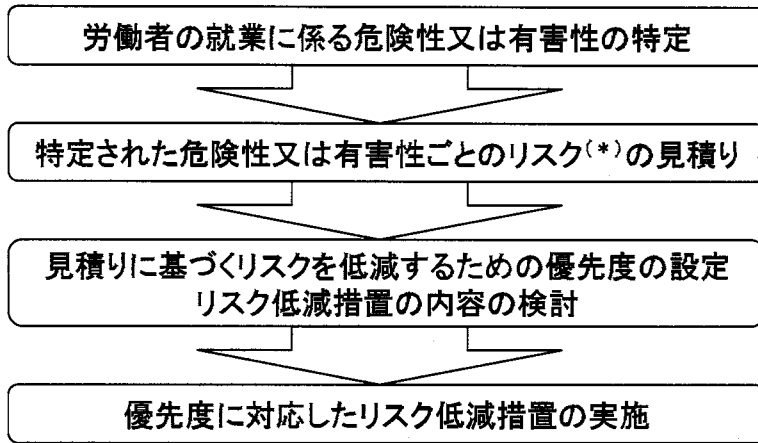
RISK ASSESSMENT

厚生労働省・都道府県労働局
労働基準監督署

1 危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)とは

What

●危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)とは、労働者の就業に係る危険性又は有害性(ハザード)を特定し、それに対する対策を検討する一連の流れです。事業者は、リスクアセスメントの結果に基づき、リスク低減措置を実施するよう努めなければなりません。



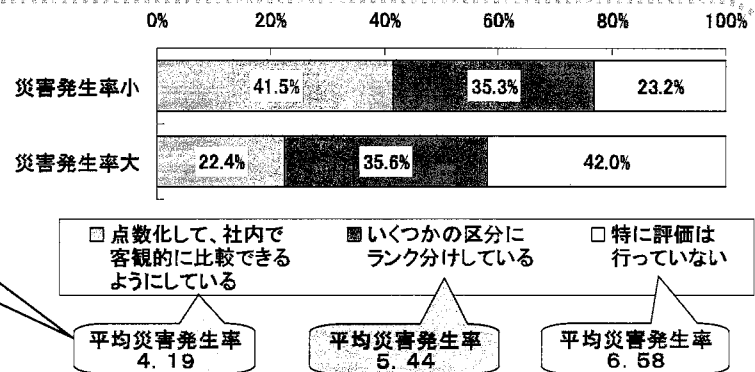
(*)リスクとは……
特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度(ひどさ)と、負傷又は疾病の発生可能性の度合の両者を組み合わせて見積もるものです。

具体的な見積り方法は、「7リスクの見積り」を参照してください。

リスクアセスメントの効果

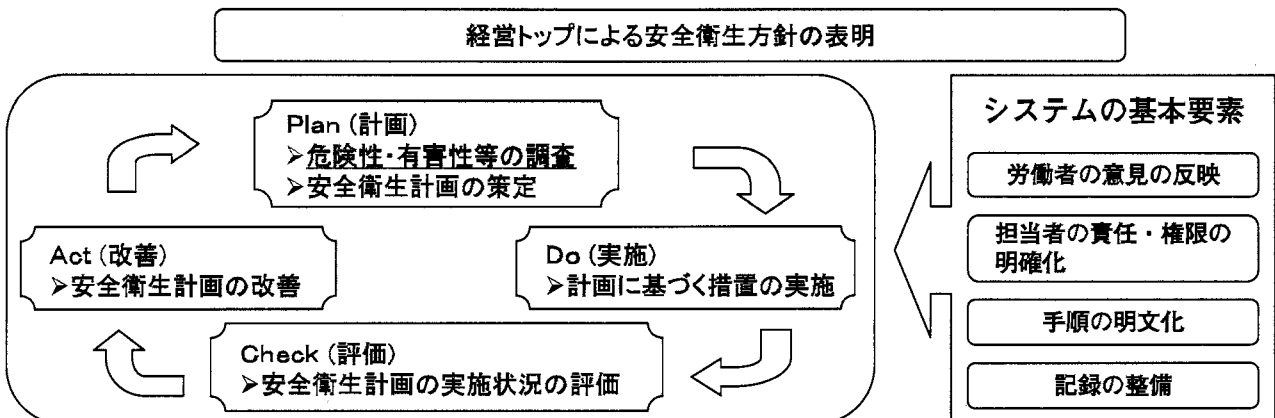
リスクをより客観的に評価する事業場の方が、労働災害発生率が低くなっています。

出典：大規模製造業における安全管理に係る自主点検結果(平成16年厚生労働省)



労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)との関係

■本指針は、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」(平成11年労働省告示第53号)に定める危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定の具体的事項としても位置づけられます。



[労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み]

2 実施体制等

Who

- リスクアセスメント及びその結果に基づく措置は、次の体制で実施する必要があります。
- また、安全衛生委員会等の活用等を通じ、労働者を参画させる必要があります。

事業場トップ……………実施の統括管理

安全管理者、衛生管理者等……………実施の管理

作業内容を詳しく把握している職長等……………作業の洗い出し、危険性又は有害性の特定、
リスクの見積り、リスクを低減するための
措置の検討

機械設備等に専門知識を有する者……………当該機械設備等に係る危険性又は有害性等
の調査の実施への参画

※事業者は、これらの者に対し、必要な教育を実施する必要があります。

3 実施時期

When

- リスクアセスメントは、事業場におけるリスクに変化が生じ、又は生ずるおそれがあるときに、
リスク低減措置に要する時間を確保した上で実施する必要があります。

実施時期

- 建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき
- 設備を新規に採用し、又は変更するとき
- 原材料を新規に採用し、又は変更するとき
- 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき

これらの作業の計画を
策定する場合は、計画
策定時に調査を実施す
る必要があります。

その他留意すべき事項

- 労働災害が発生したときで、過去の調査内容に問題がある場合には、再度調査を実施すること
- 以下の事項等を考慮して、定期的に調査を実施すること

- 機械設備等の経年損傷
- 労働者の入れ替わり等に伴う労働者の
安全衛生に係る知識経験の変化
- 新たな安全衛生の知見の集積 等

4 対象の選定

Which

- リスクアセスメント及びその結果に基づく措置は、労働者の就業に係る危険性又は有害性による負傷又は疾病の発生が合理的に予見可能であるものについて行う必要があります。

リスクアセスメントの対象となる作業の具体例

- 過去に労働災害が発生した作業
- 労働災害を伴わなかった危険な事象(ヒヤリハット事例)のあった作業
- 労働者が日常不安を感じている作業
- 過去に事故のあった設備等を使用する作業
- 操作が複雑な機械設備等の操作 等

「合理的に予見可能」とは、十分な検討を行えば現時点の知見で予見しえることをいいます。

医師による治療を要しない程度の負傷又は疾病

※ただし、平坦な通路における歩行等、明らかに軽微な負傷又は疾病しかもたらさないと予想される場合は、リスクアセスメントの対象から除外して差し支えありません。

5 情報の入手

Information

- リスクアセスメントの実施に当たり、次のような資料等を、現場の実態を踏まえて入手する必要があります。
- この際、定常的な作業に係るものだけでなく、非常作業に係るものも含める必要があります。

- 作業標準、作業手順書等
- 使用する機械設備、材料等に係る危険性又は有害性に関する情報（仕様書、化学物質等安全データシート(MSDS)等）
- 作業周辺の環境に関する情報（機械設備等のレイアウト等）
- 作業環境測定結果等
- 複数の事業者が同一の場所で作業を実施する状況に関する情報（混在作業による危険性等）
- 災害事例、災害統計等

- 必要な情報は、作業を行う事業者が自ら収集することが原則ですが、次のような理由で独自に入手できない場合には、機械設備等のメーカー等から入手する必要があります。

新たな機械設備等を外部から導入・購入しようとする場合	その機械設備等のメーカーに対し、設計・製造段階においてリスクアセスメント等を実施することを求め、その結果を入手
自らが管理権原を有しない機械設備等の使用又は改造等を行う場合	管理権原を有する者が実施したリスクアセスメント等の結果を入手
複数の事業者が同一の場所で作業する場合	混在作業による労働災害を防止するために元方事業者が実施した、リスクアセスメント等の結果を入手
機械設備等が転倒するおそれがある場所等の危険な場所で、複数の事業者が作業を行う場合	元方事業者が実施した危険な場所に関するリスクアセスメント等の結果を入手

6 危険性又は有害性の特定

Identification

- 労働者の就業に係る危険性又は有害性は、作業標準等に基づいて、特定に必要な単位で作業を洗い出した上で、あらかじめ定めた危険性又は有害性の分類に則して各作業ごとに特定します。
- 特定に当たっては、労働者の疲労など、危険性又は有害性への付加的影響を考慮する必要があります。

危険性又は有害性の分類の例

危険性又は有害性の分類は、JIS等における分類や、事業場独自の分類で差し支えありません。

① 危険性

- 機械等による危険性
- 爆発性の物、発火性の物、引火性の物、腐食性の物等による危険性
- 電気、熱その他のエネルギーによる危険性
- 作業方法から生ずる危険性
- 作業場所に係る危険性
- 作業行動等から生ずる危険性
- その他の危険性

② 有害性

- 原材料、ガス、蒸気、粉じん等による有害性
- 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による有害性
- 作業行動等から生ずる有害性
- その他の有害性

7 リスクの見積り

Estimation

- リスク低減の優先度を決定するため、危険性又は有害性により発生するおそれのある負傷又は疾病の重篤度とそれらの発生の可能性の度合をそれぞれを考慮してリスクを見積もります。
- ただし、化学物質等による疾病については、化学物質等の有害性の度合及びばく露の量のそれぞれを考慮して見積もることができます。

留意事項

- 予想される負傷又は疾病の対象者及び内容を明確に予測すること
- 多数決や平均ではなく、最も厳しい意見を踏まえ、議論して負傷又は疾病の重篤度を予測すること
- 基本的に、負傷又は疾病による休業日数等を尺度として使用すること
- 有害性が立証されていない場合でも、一定の根拠がある場合は、その根拠に基づいて、有害性が存在すると仮定して見積もるよう努めること

- リスク見積りは、事業場の機械設備、作業等の特性に応じ、負傷又は疾病の類型ごとに行います。

- 物理的な作用によるもの(はさまれ、墜落など)
- 化学物質の物理的効果によるもの(爆発、火災など)
- 化学物質等の有害性によるもの(中毒など)
- 物理因子の有害性によるもの(振動障害など)

考慮すべき事項

- 安全機能等の信頼性及び維持能力(安全装置の設置、立入禁止措置等)
- 安全機能等を無効化する又は無視する可能性
- 予見可能な意図的・非意図的な誤使用又は危険行動の可能性(作業手順の逸脱、操作ミス等)

リスク見積りの例

マトリクスを用いた方法

		負傷又は疾病の重篤度			
		致命的	重大	中程度	軽度
負傷又は疾病の発生可能性の度合	極めて高い	5	4	4	3
	比較的高い	5	4	3	2
	可能性あり	4	3	2	1
	ほとんどない	4	3	1	1

		優先度
5 ~ 4	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要措置を講ずるまで作業停止 十分な経営資源を投入する必要
3 ~ 2	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要措置を講ずるまで作業停止が望ましい 優先的に経営資源投入
1	低	必要に応じてリスク低減措置を実施

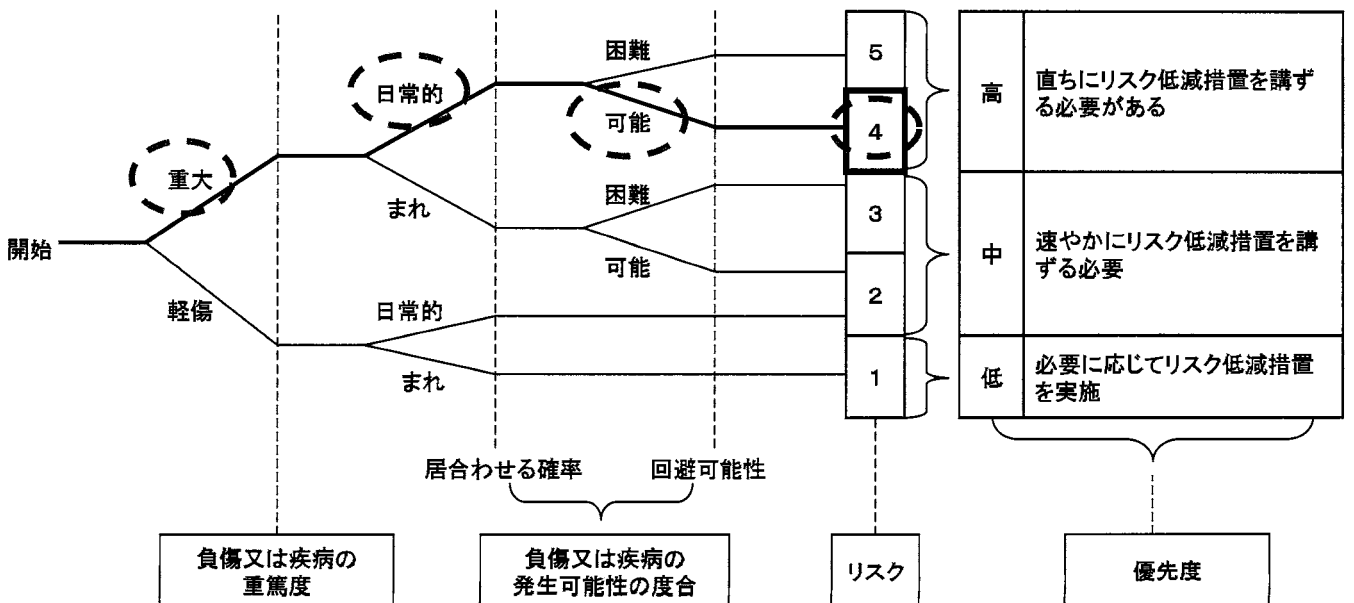
数値化による方法

負傷又は疾病の重篤度				負傷又は発生可能性の度合			
致命的	重大	中程度	軽度	極めて高い	比較的高い	可能性あり	ほとんどない
30点	20点	7点	2点	20点	15点	7点	2点

「リスク」=「重篤度」の数値+「発生可能性」の数値

リスク	優先度	
30点以上	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要/措置を講ずるまで作業停止/十分な経営資源を投入する必要
10~29点	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要/措置を講ずるまで作業停止が望ましい/優先的に経営資源投入
10点未満	低	必要に応じてリスク低減措置を実施

枝分かれ図を用いた方法



8 リスク低減措置の検討及び実施

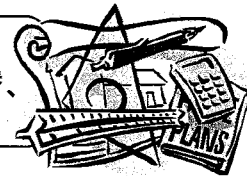
Reduction

- リスク低減措置は、法令に定められた事項がある場合にはそれを必ず実施することを前提とした上で、次の優先順位で可能な限り高い優先順位のものを実施します。

法令に定められた事項の実施（該当事項がある場合）

1 設計や計画の段階における措置

危険な作業の廃止・変更、危険性や有害性の低い材料への代替、より安全な施工方法への変更等



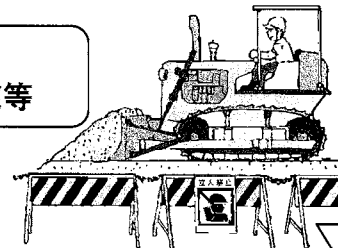
2 工学的対策

ガード、インターロック、安全装置、局所排気装置等



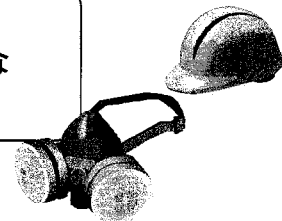
3 管理的対策

マニュアルの整備、立ち入り禁止措置、ばく露管理、教育訓練等



4 個人用保護具の使用

上記1～3の措置を講じた場合においても、除去・低減しきれなかったリスクに対して実施するものに限られます



高

リスク低減措置の優先順位

低

リスク低減に要する負担がリスク低減による労働災害防止効果よりも大幅に大きく、リスク低減措置の実施を求めることが著しく合理性を欠く場合を除き、可能な限り高い優先順位の低減措置を実施すること

死亡、後遺障害又は重篤な疾病をもたらすおそれのあるリスクに対する適切なリスク低減に時間を要する場合は、暫定的な措置を直ちに実施すること

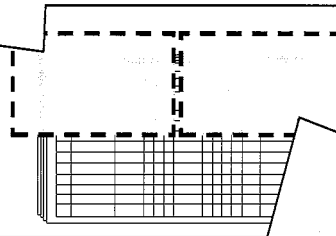
●リスクアセスメント及びその結果に基づく措置を実施した際には、次の事項を記録しなければなりません。

- 洗い出した作業
- 特定した危険性又は有害性
- 見積もったリスク
- 設定したリスク低減の優先度
- 実施したリスク低減措置の内容

リスクアセスメント結果の記録例

リスクアセスメント対象職場	実施年月日	実施管理者	実施者
プレス第1工場	平成〇〇年〇月△△日	安全管理者 ○山×男	職長 △川◇二、口岡○郎 設備部 ×島△義

作業名 (機械・設備)	危険性又は有害性と 発生のおそれのある災害	既存の災害防止対策	リスクの見積り		
			重篤度	発生可能性	優先度 (リスク)
穴あけ作業 (プレス2号機)	両手押しボタンと光線式安全装置を設置しているが、側面から補助作業者の手が入り、手を金型にはさまれる。	両手押しボタン式安全装置及び光線式安全装置	重大	可能性あり	優先度中 (3)
プレス作業 (プレス1号機)	プレス作業者の足下にスクラップが散乱しており、つまづいて転倒し腰部を打撲又は腕を負傷する。	作業の周辺は整理整頓をするように教育している	中程度	比較的高い	優先度中 (3)



リスク低減措置案	措置実施後のリスクの見積り			対応措置		備考
	重篤度	発生可能性	優先度 (リスク)	措置実施日	次年度 検討事項	
プレス側面(両側)にカバーを設置	重大	ほとんどない	優先度中 (3)	〇月〇日	後方にもカバーを設置	安全装置はD>1.6(TI+Ts)の条件を満たすこと。
整理整頓を徹底する	中程度	ほとんどない	優先度低 (1)	〇月〇日	職場ごとに朝礼等で随時点検する	スクラップが飛散しないように金型を改造しリスクを低減させる。

このパンフレットに関するご質問は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署へお問い合わせください。

7 ヒヤリハット報告活動に係る 実態調査の調査票

「公務災害防止のためのヒヤリハット報告活動に係る実態調査」(水道事業用A票)

団 体 名	都道	市区町村	団 体 コード						
	府県								
担当部局係名									
担 当 者	氏 名		職						
	電 話	()							
連 絡 先	F A X	()							
	e-mail	@							

※市区町村については、都道府県名もご記入ください。

※団体コードは、総務省の全国地方公共団体コードをご記入ください。

※調査基準日は平成21年8月1日とします。

I 地方公共団体の種類及び業務状況

1 貴団体の種類について

該当する項目を選択✓してください。

- ①都道府県
 ④町村
②政令指定都市
 ⑤特別地方公共団体（一部事務組合等）
③市（②を除く）

2 貴団体で行っている水道事業について

該当する項目を選択✓してください。（複数選択可）

- ①水道用水供給事業
②上水道事業
③簡易水道事業
④上記いずれの事業も行っていない → [④の場合、以後の問いは回答不要です。]

3 貴団体の水道事業における業務（主な技術的業務）の委託状況について

業務ごとに該当する項目を選択✓してください。

①浄水場の維持管理業務

ア 直営 イ 一部委託 ウ 全部委託 エ なし

②水道管工事の業務（工事・施工管理）

ア 直営 イ 一部委託（工事請負を含む） ウ 全部委託 エ なし

③水道管の維持管理業務

ア 直営 イ 一部委託 ウ 全部委託 エ なし

④水質管理業務

ア 直営 イ 一部委託 ウ 全部委託 エ なし

4 貴団体の水道事業における公務災害（通勤災害を除く。）の認定件数について

次の表にご記入ください。

年 度	1 8	1 9	2 0
公務災害の認定件数			
うち、被災職員が4日以上休業した 災害件数 (<input type="checkbox"/> 件数不明)			

注1) 公務災害がなかった場合は「0」を記入してください。

注2) 4日以上休業した災害が不明の場合は、「件数不明」を✓してください。

注3) 災害の発生した年度ではなく、認定を受けた年度により記入してください。

Ⅱ ヒヤリハット報告活動等の実施状況

1 貴団体の水道事業におけるヒヤリハット報告活動の実施状況について

該当する項目を選択✓してください。

①全ての部署（事業場）で実施している → [3へ]

②一部の部署（事業場）単位で実施している → [以下に回答し、3へ]

実施部署（区分）について該当する項目を選択✓してください。（複数選択可）

ア 浄水場

イ 本庁

ウ その他の事務所・事業場

※浄水場で浄水以外の業務（例えば配水施設やポンプ場の維持管理等）も併せて行っている場合は、アとウの両方を選択✓してください。

③実施していない → [2へ]

2 ヒヤリハット報告活動の実施に向けた検討状況について

該当する項目を選択✓してください。

①検討している

②検討していない

3 ヒヤリハット報告活動以外の安全衛生管理活動の実施状況について

該当する項目を選択✓してください。（複数選択可）

①リスクアセスメントを実施している

②危険予知トレーニング（KYT）を実施している

③職員に対する安全衛生教育を定期的実施している

④安全衛生管理スタッフや事業場の管理監督者、職員等を含むチームによる職場巡視を定期的実施している

⑤特に実施していない

[2で「②検討していない」と回答した団体の調査は以上で終了です。]

Ⅲ ヒヤリハット報告活動内容調査

1 ヒヤリハット報告活動を実施するきっかけとなった理由について

該当する項目を選択✓してください。(複数選択可)

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> ①安全管理者からの指示等 | <input type="checkbox"/> ⑥職員の危険感受性の向上のため |
| <input type="checkbox"/> ②安全衛生委員会での審議 | <input type="checkbox"/> ⑦職場の安全衛生活動の活性化のため |
| <input type="checkbox"/> ③職場責任者からの要望 | <input type="checkbox"/> ⑧その他 |
| <input type="checkbox"/> ④職員からの要望 | [|
| <input type="checkbox"/> ⑤事故・災害の防止(再発防止) | |

2 ヒヤリハット報告活動の実施時期及び報告内容について

(1)実施時期について

該当する項目を選択✓し、ご記入ください。

- ①平成()年度から実施している
- ②平成()年度から実施を予定している

(2)報告内容項目について

該当する項目を選択✓してください。(複数選択可)

- | | |
|--------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> ①氏名 | <input type="checkbox"/> ⑥原因考察(なぜそのような状況になったのか) |
| <input type="checkbox"/> ②発生日時 | <input type="checkbox"/> ⑦問題点 |
| <input type="checkbox"/> ③発生場所 | <input type="checkbox"/> ⑧対策 |
| <input type="checkbox"/> ④状況 | <input type="checkbox"/> ⑨緊急性、重要性等のランク(区分) |
| <input type="checkbox"/> ⑤結果(どうなったか) | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |
- [

[Ⅱヒヤリハット報告活動等の実施状況の2で「①検討している」と回答した団体の調査は以上で終了です。]

(3)実施している事業場等の数及び該当職員数について

以下にご記入ください。

事業場(浄水場、工事事務所、営業所等)数 約()事業場

該当職員数 約()人

3 ヒヤリハット事例の報告の方法について

(1)報告書の様式について

該当する項目を選択✓してください。(複数選択可)

- ①報告書の様式を定めている
- ②報告書で報告するが、様式は定めていない
- ③口頭で報告する

(2)報告を見る(聞く)人及び報告書(記録)の取りまとめ先について

該当する項目を選択✓してください。

	報告先 (該当するもの すべてを選択✓)	最終的な取りまとめ先 (該当するもの1つを 選択✓)
①安全管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②安全(衛生)委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③職場の責任者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④安全衛生担当部署又は担当者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤その他()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥取りまとめていない(記録は整理しない)		<input type="checkbox"/>

4 ヒヤリハット事例の報告から報告後の対応までの流れについて

以下に手順等をご記入ください。

(例: ヒヤリハット遭遇→報告書を安全衛生担当部署に提出→委員会に報告→現場確認→
対策協議・改善指導→全職員向けにイントラネットに掲載、注意喚起 など)

5 報告されたヒヤリハット事例のランク付けについて

(※2回以上ランク付けを行っている場合は、最終的なランク付けについてご回答願います。

例: 第1ランク付け者が報告者、最終ランク付け者が安全担当者の場合は安全担当者について回答)

(1)ランクの付け方について

該当する項目を選択✓してください。

- ①重大性(一歩間違えれば大きな災害になったか)等によりランク付けしている(点数化等の、リスクアセスメントの手法は用いない)

- ②リスクアセスメントの手法（点数化やマトリクス法等）により重大性、発生可能性、頻度等を総合的に判断して対応の優先度をランク付けしている。
- ③ランク付け、区分はしていない。

(2)ランク付けの判断をする人について

該当する項目を選択✓してください。

- ①ヒヤリハット事例の報告者
- ②作業グループ（事業場より小さな単位）ごとの推進担当者
- ③事業場又は事業場を超える単位での安全担当者（又は安全委員会等）

6 ヒヤリハット事例の周知方法について

該当する項目を選択✓してください。（複数選択可）

- ①全職員が閲覧可能となるようイントラネット等に掲載する
- ②ポスター等を作成し掲示する
- ③冊子等を作成し関連職場に配布する
- ④職場（事業場）単位の会議で報告する
- ⑤朝礼・終礼時に発表する
- ⑥その他

[]

7 ヒヤリハット報告活動の活発化のための取組について

該当する項目を選択✓してください。（複数選択可）

- ①報告することによって報告者が不利益を受けないことを徹底している
- ②定期的に文書で職員に周知している（安全委員会だよりに載せる等）
- ③報告数の多かった部署を表彰（又は積極的に評価して公表）している
- ④改善に結び付く報告をした者（又は部署）を表彰（又は積極的に評価して公表）している
- ⑤職場や部署ごとにヒヤリハット報告活動の推進担当者を決めている
- ⑥報告に対しては、必ず何らかの対応をとることを制度化している（報告すべてに対して安全対策をとれないときは、対策会議等で優先度を検討して安全対策の要・不要を判断し、その結果を明らかにしている）
- ⑦その他

[]

10 ヒヤリハット報告活動を実施してからの状況について

以下にご記入ください。

① 効果・成果

(例：同じ失敗を繰り返さないようになった。施設内の危険箇所気づいて改修を行った一など)

② 問題点・課題

(例：予算の都合で改善措置がなかなかできない。目に見える改善を行えないため、報告意欲が低下し、報告件数が減少している一など)

11 ヒヤリハット報告活動に係る資料の提供について

次の資料をご提供ください。

① ヒヤリハット報告活動により使用している「**ヒヤリハット報告書の様式**」を1部

② ヒヤリハット報告活動により集められた実際の「**ヒヤリハット事例**」

※1 個人情報を除く、報告内容部分で差し支えない範囲で結構です。

※2 形式は問いませんが、出来ればa ヒヤリハット事例の内容、bその原因、cそれに対して取られた対策の内容一などが分かるものをお願い致します。

※3 把握されている全てのヒヤリハット事例をお送りいただけると有り難いです。

※4 特にヒヤリハット報告活動として行っていないなくても、把握されているヒヤリハット事例があればご提供いただきますようお願い致します。

以上で調査は終了です。ご協力ありがとうございました。

本調査に基づき、ヒヤリハット報告活動に積極的に取り組んでおられる地方公共団体には、未実施団体への参考とさせていただくため、別途、詳細な聞き取り調査や資料提供をお願いすることがございますが、その際には、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、本調査の結果につきましては、取りまとめたうえで「ヒヤリハット事例集」として作成し、各団体（安全衛生担当部署等）に配付させていただくことを予定しております。

「公務災害防止のためのヒヤリハット報告活動に係る実態調査」（下水道事業用B票）

団 体 名	都道 府県	市区町村	団 体 コード				
担当部局係名							
担 当 者	氏 名		職				
連 絡 先	電 話	()					
	F A X	()					
	e-mail	@					

※市区町村については、都道府県名もご記入ください。

※団体コードは、総務省の全国地方公共団体コードをご記入ください。

※調査基準日は平成21年8月1日としてください。

I 地方公共団体の種類及び業務状況

1 貴団体の種類について

該当する項目を選択✓してください。

①都道府県

④町村

②政令指定都市

⑤特別地方公共団体（一部事務組合等）

③市（②を除く）

2 貴団体で行っている下水道事業について

該当する項目を選択✓してください。（複数選択可）

①公共下水道事業

②流域下水道事業

③上記いずれの事業も行っていない → [③の場合、以後の問いは回答不要です。]

3 貴団体の下水道事業における業務（主な技術的業務）の委託状況について

部署（事業場）ごとに該当する項目を選択✓してください。

①下水処理施設の維持管理業務

ア 直営 イ 一部委託 ウ 全部委託 エ なし

②下水道管工事に関する業務（工事、施工管理）

ア 直営 イ 一部委託（工事請負を含む） ウ 全部委託 エ なし

③下水道管の清掃・維持管理業務

ア 直営 イ 一部委託 ウ 全部委託 エ なし

4 貴団体の下水道事業における公務災害（通勤災害を除く。）の認定件数について

次の表にご記入ください。

年度	18	19	20
公務災害の認定件数			
うち、被災職員が4日以上休業した 災害件数 (<input type="checkbox"/> 件数不明)			

注1) 公務災害がなかった場合は「0」を記入してください。

注2) 4日以上休業した災害が不明の場合は、「件数不明」を✓してください。

注3) 災害の発生した年度ではなく、認定を受けた年度により記入してください。

Ⅱ ヒヤリハット報告活動等の実施状況

1 貴団体の下水道事業におけるヒヤリハット報告活動の実施状況について

該当する項目を選択✓してください。

①全ての部署（事業場）で実施している → [3へ]

②一部の部署（事業場）単位で実施している → [以下に回答し、3へ]

実施部署（区分）について該当する項目を選択✓してください。（複数選択可）

ア 下水処理場

イ 本庁

ウ その他の事務所・事業場

※下水処理場で処理施設以外の業務（例えばポンプ場の維持管理や下水管の清掃等）も併せて行っている場合は、アとウの両方を選択✓してください。

③実施していない → [2へ]

2 ヒヤリハット報告活動の実施に向けた検討状況について

該当する項目を選択✓してください。

①検討している

②検討していない

3 ヒヤリハット報告活動以外の安全衛生管理活動の実施状況について

該当する項目を選択✓してください。（複数選択可）

①リスクアセスメントを実施している

②危険予知トレーニング（KYT）を実施している

③職員に対する安全衛生教育を定期的実施している

④安全衛生管理スタッフや事業場の管理監督者、職員等を含むチームによる職場巡視を定期的実施している

⑤特に実施していない

[2で「②検討していない」と回答した団体の調査は以上で終了です。]

Ⅲ ヒヤリハット報告活動内容調査

1 ヒヤリハット報告活動を実施するきっかけとなった理由について

該当する項目を選択✓してください。(複数選択可)

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> ①安全管理者からの指示等 | <input type="checkbox"/> ⑥職員の危険感受性の向上のため |
| <input type="checkbox"/> ②安全衛生委員会での審議 | <input type="checkbox"/> ⑦職場の安全衛生活動の活性化のため |
| <input type="checkbox"/> ③職場責任者からの要望 | <input type="checkbox"/> ⑧その他 |
| <input type="checkbox"/> ④職員からの要望 | 〔 |
| <input type="checkbox"/> ⑤事故・災害の防止(再発防止) | |

2 ヒヤリハット報告活動の実施時期及び報告内容について

(1)実施時期について

該当する項目を選択✓し、ご記入ください。

- ①平成()年度から実施している
- ②平成()年度から実施を予定している

(2)報告内容項目について

該当する項目を選択✓してください。(複数選択可)

- | | |
|--------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> ①氏名 | <input type="checkbox"/> ⑥原因考察(なぜそのような状況になったのか) |
| <input type="checkbox"/> ②発生日時 | <input type="checkbox"/> ⑦問題点 |
| <input type="checkbox"/> ③発生場所 | <input type="checkbox"/> ⑧対策 |
| <input type="checkbox"/> ④状況 | <input type="checkbox"/> ⑨緊急性、重要性等のランク(区分) |
| <input type="checkbox"/> ⑤結果(どうなったか) | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |
- 〔

[Ⅱヒヤリハット報告活動等の実施状況の2で「①検討している」と回答した団体の調査は以上で終了です。]

(3)実施している事業場等の数及び該当職員数について

以下にご記入ください。

事業場(浄水場、工事事務所、営業所等)数 約()事業場
該当職員数 約()人

3 ヒヤリハット事例の報告の方法について

(1)報告書の様式について

該当する項目を選択✓してください。(複数選択可)

- ①報告書の様式を定めている
- ②報告書で報告するが、様式は定めていない
- ③口頭で報告する

(2)報告を見る(聞く)人及び報告書(記録)の取りまとめ先について

該当する項目を選択✓してください。

	報告先 (該当するもの すべてを選択✓)	最終的な取りまとめ先 (該当するもの1つを 選択✓)
①安全管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②安全(衛生)委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③職場の責任者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④安全衛生担当部署又は担当者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤その他()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥取りまとめていない(記録は整理しない)		<input type="checkbox"/>

4 ヒヤリハット事例の報告から報告後の対応までの流れについて

以下に手順等をご記入ください。

(例: ヒヤリハット遭遇→報告書を安全衛生担当部署に提出→委員会に報告→現場確認→
対策協議・改善指導→全職員向けにイントラネットに掲載、注意喚起 など)

5 報告されたヒヤリハット事例のランク付けについて

(※2回以上ランク付けを行っている場合は、最終的なランク付けについてご回答願います。)

例: 第1ランク付け者が報告者、最終ランク付け者が安全担当者の場合は安全担当者について回答)

(1)ランクの付け方について

該当する項目を選択✓してください。

- ①重大性(一歩間違えれば大きな災害になったか)等によりランク付けしている(点数化等の、リスクアセスメントの手法は用いない)

- ②リスクアセスメントの手法（点数化やマトリクス法等）により重大性、発生可能性、頻度等を総合的に判断して対応の優先度をランク付けしている。
- ③ランク付け、区分はしていない。

(2)ランク付けの判断をする人について

該当する項目を選択✓してください。

- ①ヒヤリハット事例の報告者
- ②作業グループ（事業場より小さな単位）ごとの推進担当者
- ③事業場又は事業場を超える単位での安全担当者（又は安全委員会等）

6 ヒヤリハット事例の周知方法について

該当する項目を選択✓してください。（複数選択可）

- ①全職員が閲覧可能となるようイントラネット等に掲載する
- ②ポスター等を作成し掲示する
- ③冊子等を作成し関連職場に配布する
- ④職場（事業場）単位の会議で報告する
- ⑤朝礼・終礼時に発表する
- ⑥その他 []

7 ヒヤリハット報告活動の活発化のための取組について

該当する項目を選択✓してください。（複数選択可）

- ①報告することによって報告者が不利益を受けないことを徹底している
- ②定期的に文書で職員に周知している（安全委員会だよりに載せる等）
- ③報告数の多かった部署を表彰（又は積極的に評価して公表）している
- ④改善に結び付く報告をした者（又は部署）を表彰（又は積極的に評価して公表）している
- ⑤職場や部署ごとにヒヤリハット報告活動の推進担当者を決めている
- ⑥報告に対しては、必ず何らかの対応をとることを制度化している（報告すべてに対して安全対策をとれないときは、対策会議等で優先度を検討して安全対策の要・不要を判断し、その結果を明らかにしている）
- ⑦その他 []

8 ヒヤリハット事例の報告状況（平成18年4月以降に報告のあった全件数）について

以下にご記入ください。

約 [] 件（平成 年 月現在）

うち報告に基づき改善措置（※）がなされた件数 約 [] 件

※設備の改善、治工具類の改善、標識標示類の改善、作業方法の改善、作業の標準化などの改善措置を対象とし、一般的な安全作業の呼び掛けや注意喚起、指導強化などは除きます。

改善された主な具体例

（例：施設内の滑る危険性のある箇所に滑り止め措置を行った。落下物の危険性のある施設への立ち入りに際して、ヘルメットの着用を義務付けた一など）

9 ヒヤリハット事例の活用について

該当する項目を選択✓してください。（複数選択可）

- ①本人自身の反省や関連職員への情報共有を通じ、危険感受性の向上を目指している
- ②監督者の職場指導や教育訓練の材料として活用している
- ③対策会議等の話し合いにより、重要度を決め対策を進めている
- ④対策の重要度についてリスクアセスメント手法を活用し、計画的に対策を進めている
- ⑤職場ごとにヒヤリハット報告をデータ化し、不安全な状態や行動の傾向値を求め活動に活かしている
- ⑥その他（上記のいずれとも全く異なるもの）

10 ヒヤリハット報告活動を実施してからの状況について

以下にご記入ください。

① 効果・成果

(例：同じ失敗を繰り返さないようになった。施設内の危険箇所気づいて改修を行った一など)

② 問題点・課題

(例：予算の都合で改善措置がなかなかできない。目に見える改善を行えないため、報告意欲が低下し、報告件数が減少している一など)

11 ヒヤリハット報告活動に係る資料の提供について

次の資料をご提供ください。

① ヒヤリハット報告活動により使用している「ヒヤリハット報告書の様式」を1部

② ヒヤリハット報告活動により集められた実際の「ヒヤリハット事例」

※1 個人情報を除く、報告内容部分で差し支えない範囲で結構です。

※2 形式は問いませんが、出来ればa ヒヤリハット事例の内容、bその原因、cそれに対して取られた対策の内容一などが分かるものをお願い致します。

※3 把握されている全てのヒヤリハット事例をお送りいただけると有り難いです。

※4 特にヒヤリハット報告活動として行っていないくても、把握されているヒヤリハット事例があればご提供いただきますようお願い致します。

以上で調査は終了です。ご協力ありがとうございました。

本調査に基づき、ヒヤリハット報告活動に積極的に取り組んでおられる地方公共団体には、未実施団体への参考とさせていただくため、別途、詳細な聞き取り調査や資料提供をお願いすることがございますが、その際には、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、本調査の結果につきましては、取りまとめたうえで「ヒヤリハット事例集」として作成し、各団体（安全衛生担当部署等）に配付させていただくことを予定しております。

**「業種別ヒヤリハット事例集作成研究会
— 水道事業・下水道事業 —」**

◎ 「業種別ヒヤリハット事例集作成研究会
－水道事業・下水道事業－ 」委員名簿

(敬称略：50音順)

座長	武下 尚憲	ゼロ災実践研究所代表
委員	須藤 悦朗	千葉県水道局柏井浄水場次長
	高重 政弘	姫路市下水道局下水道管理センター所長
	西川 嘉伸	名古屋市上下水道局安全衛生課安全衛生係長
	帆苅 功	新潟市水道局技術部管路課課長補佐
事務局	財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 調査研究課	

◎ 「業種別ヒヤリハット事例集作成研究会
－水道事業・下水道事業－ 」開催実績

- 第1回
日付：平成21年7月8日
場所：財団法人 地方公務員安全衛生推進協会内
議事：ヒヤリハット事例調査について
- 第2回
日付：平成21年11月11日
場所：財団法人 地方公務員安全衛生推進協会内
議事：①ヒヤリハット報告活動に係る実態調査の結果について
②ヒヤリハット事例集及び調査結果報告書の作成について
- 第3回
日付：平成21年12月22日
場所：財団法人 地方公務員安全衛生推進協会内
議事：ヒヤリハット事例集及び調査結果報告書（素案）について
- 第4回
日付：平成22年2月1日
場所：財団法人 地方公務員安全衛生推進協会内
議事：ヒヤリハット事例集及び調査結果報告書について

